力熊本県公報

第 1 1 3 1 7号 平成 17年9月30日(金) (毎週 月・水・金発行)

目 次

	/ hate - 1	. 4- 11			
〇結核予防法第 36 条の規定による医療機関の指定	(健身	危機	後管力	埋課,) 2
○結核予防法第 36 条の規定による医療機関の辞退····································	(// / 本 +:	' ト /ワ 〃	△ 鈿 () 2
○休女杯の拍足肥果安件の変更に関する了足		し 末末 イン <i>(</i>	下1木3	王硃、) 2
O "		("	() 3
O "		("	,) 2
○指定居宅介護支援事業所の指定	(高齢	る者は	接網	総室) 4
○保安林の指定に関する予定····································		(森杉	保	全課) 4
○指定居宅介護支援事業所の指定····································		(") 4
○生活保護法の規定による介護機関の指定(生	: 活 傷	!護•	援詞	護 課)) 4
〇生活保護法の規定による介護機関の変更(") 5
〇生活保護法の規定による介護機関の廃止・・・・・・・・・(/ H-d4	<i> </i>	. 1 /) 6
○ 身体障害者福祉法に基づく事業者の指定 ○ 知的障害者福祉法に基づく事業者の指定 ○ 児童福祉法に基づく事業者の指定 ○ 道路の区域変更 ○ " " " " " " " " " " " " " " " " " " "	(障き	音 君 灵	泛援	総室) 7
〇知的障害者偏征法に基づく事業者の指定	(,,	,	;) 7
○児里愔怔伝に基フト事業有の拍走・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	(" ()	文公子	次 細) 7) 7
○ 世		(坦斯 (手形心 4 #)方 时,) 8
○道路の供用開始····································		("	() 8
		("	;	8
○随意契約による物品又は役務の調達契約に関する事務処理要領…		`管理	目調う	産課	8
○業務委託契約等に係る入札情報等の公表要領の一部を改正する要	領…	("		20
○熊本県屋外広告物条例に基づく屋外広告物及びこれを掲出する物	件に				
係る禁止地域・許可地域等の指定告示の一部改正 〇 "		(都市	i情ī	画課)	20
<u> </u>		("	,) 20
公 告 ○定款変更認可····································		/ ## 1 -	- 1← 4	aa; ∋m '	\ 01
〇 定		(晨 か <i>(</i>	」計し	当 课、	
○		(<i>(臣</i> 左	" 理	課) 21
〇五六側里の天旭・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	 	(lin.	生) 21
〇 APR 形移動用無線機及び APR 形オートバイ用無線機の購入に係る	一般	·	,,	,	/ 21
競争入札後の落札者決定・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・		(管理	目調う	幸課) 21
〇男性警察官用冬ワイシャツの一般競争入札の実施		(") 22
○男性警察官用冬服の一般競争入札の実施		("	,	24
○熊本県職員の人事行政の運営等の状況の公表・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・		(人	事	課	
○建設業法第 29 条の 2 の規定に基づく公告・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・		(監	理	課	
○団体営土地改良事業計画変更の適否決定・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・		(農杯		画課	
○県営土地改良事業計画の決定・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・		("	() 44
○県営土地改良事業計画の変更 ○平成 17 年度後期技能検定の実施	/ 時 光	(5 台L -1	// → 月月 5	Z× ≇⊞ ⁽) 44
		(3中	築	元 昧 〔 課〕) 44
		(Æ	** "	пж <u>(</u>) 47
○		("	() 47
登 載 依 頼				,	, .,
○熊本県卸売市場審議会専門委員会の開催 ○平成 17 年度熊本県公共事業再評価監視委員会の開催	(農業	色团体	金宝	融課) 47
○平成 17 年度熊本県公共事業再評価監視委員会の開催	(土才	さ技術	行管 3	哩室.) 48
- () 個 人 演 説 会 の 施 設 を 指 定 し た 旨 の 告 示	(選挙	管理	【委」	員会]) 48
○個人演説会の指定施設を取り消した旨の告示・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	("	'	,) 48
○熊本県八代郡竜北町及び同郡宮原町の公立学校に勤務する県費負金の際日の原用の公園のでは、日本のではのでは、日本のでは、日本のではのではのでは、日本のではのではのではのではのでは、日本のでは、日本のでは、日本のではのはのではのではのはのでは、日本のではのはのではのはのはのはのは、日本ので	担教	(<u>32</u> 7. J.–	L I -	da ⇒m `	٠
職員の町の廃置分合に係る訓令の一部を改正する訓令		(字形	く人も	事課。) 48
〇熊本県職員の管理職手当に関する規則の一部を改正する規則 〇血液不足等緊急対策部会の開催	 (盐) н	、八	* 安」	貝芸) 49) 40
○ 皿 収 ↑ 疋 寸 糸 芯 刈 凩 叩 云 ♡ 囲 惟 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	て 用人 川	1.1压 廷	三加市	我 エ .	, 49

告 示

熊本県告示第 1130 号

結核予防法(昭和 26 法律第 96 号)第 36 条第 1 項の規定により、医療機関を次のとおり 指定した。

平成 17 年 9 月 30 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

指定

	-				
指令	所 在 地	名 称	開 設 者		指定年月日
番号	171 1L		住 所	氏 名	1日だ十万日
16	本渡市東浜町12-1	きたおか薬局	本渡市北浜町 2670-28	北岡 敏克	平成 17 年
16					7月29日
	玉名市中 1931 番	ワタキュー薬局玉名店	京都市下京区烏丸通高辻	株式会社フ	平成 17 年
17	地 3		下ル薬師前町 707 番地鳥	ロンティア	8月1日
			丸シティ・コアビル		
	本渡市船之尾町	こくまい耳鼻咽喉科、	本渡市船之尾町 9-23	國米 秀幸	平成 17 年
18	9-23	アレルギー科クリニッ			9月1日
		ク			
19	阿蘇郡小国町宮原	小国歯科診療所	福岡市博多区吉塚 5-16-	村山 雅人	平成 17 年
19	1853-2		3-103		8月9日
20	本渡市志柿町中ノ	エザキ三方堂薬局	本渡市太田町 6-1	有限会社	平成 17 年
20	浦5676番地2			江崎薬局	9月1日
21	宇土市南段原31-1	久保田歯科医院	福岡市早良区南庄3丁目	久保田悦生	平成 17 年
21			16番23号		8月5日
22	上天草市大矢野町	中村歯科医院	上天草市大矢野町登立	岡本 昌也	平成 17 年
	登立 14145-4		8330-3 川崎ハイツ2号		9月1日
23	玉名郡三加和町大	みかわファミリー歯科	福岡県久留米市通外町	長 繁生	平成 17 年
23	字板楠字門出 7-7		164-1-1-202		9月1日
24	本渡市南町 1-27	医療法人ひじり 荘田	本渡市南町 1-27	医療法人ひ	平成 17 年
24		医院		じり	8月1日
25	球磨郡錦町一武	清風きらら薬局	球磨郡多良木町 4249	株式会社	平成 17 年
	忠ヶ原 1950-1			ユネット	8月24日

熊本県告示第 1131 号

結核予防法 (昭和 26 法律第 96 号) 第 36 条第 4 項の規定により、次の医療機関は、その指定を辞退した。

平成 17 年 9 月 30 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

辞退

H &				
所 在 地	名 称	開 設 者		指定年月日
		住 所	氏 名	1日足平月日
本渡市南町 1-27	荘田医院	本渡市南町 1-27	荘田 恭聖	平成 17 年 7 月 31 日

熊本県告示第 1132 号

森林法(昭和 26 年法律第 249 号)第 33 条の 3 において準用する同法第 29 条の規定により次のように保安林の指定施業要件を変更する旨農林水産大臣から通知を受けたので、同法第 33 条の 3 において準用する同法第 30 条の規定により告示する。

平成 17 年 9 月 30 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

1 保安林の所在場所 熊本県阿蘇郡南阿蘇村大字久石字二ノ多津山1の2、1の3、1の5、1の6、字多津山2の1、2の2、6の1、字善次防4372、4373、字駒返4402、4403の1、4403の2、字赤迫4407、大字河陰字長岩5261の1、5261の4、字西隈5273の1、字

本谷 5282 の 2、字夫婦石 5283 の 73、5283 の 103、字午王谷 5298 の 2、5298 の 3

- 指定の目的 水源のかん養
- 指定施業要件
 - 立木の伐採の方法 (1)

主伐に係る伐採種は、定めない。

主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

間伐に係る森林は、次のとおりとする。 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。 (2)

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を熊本県庁及び熊本県阿蘇地域振興局並びに 南阿蘇村役場に備え置いて縦覧に供する。)

熊本県告示第 1133 号

森林法(昭和26年法律第249号)第33条の3において準用する同法第29条の規定によ り次のように保安林の指定施業要件を変更する旨農林水産大臣から通知を受けたので、同 法第33条の3において準用する同法第30条の規定により告示する。

平成 17 年 9 月 30 日

子 熊本県知事 潮 谷 義

- 保安林の所在場所 熊本県阿蘇郡南阿蘇村大字河陰字上薄木 5270 の 7
- 指定の目的 水源のかん養
- 指定施業要件
 - 立木の伐採の方法 (1)

主伐に係る伐採種は、定めない。

主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市 1 町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

間伐に係る森林は、次のとおりとする。

立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を熊本県庁及び熊本県阿蘇地域振興局並びに 南阿蘇村役場に備え置いて縦覧に供する。)

熊本県告示第 1134 号

森林法(昭和 26 年法律第 249 号)第 33 条の 3 において準用する同法第 29 条の規定によ り次のように保安林の指定施業要件を変更する旨農林水産大臣から通知を受けたので、同 法第33条の3において準用する同法第30条の規定により告示する。

平成 17 年 9 月 30 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

- 保安林の所在場所 熊本県阿蘇郡南阿蘇村大字河陰字大谷 5305 の 4
- 2 指定の目的 水源のかん養
- 指定施業要件
 - (1)立木の伐採の方法

主伐に係る伐採種は、定めない。

主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市 町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2)立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を熊本県庁及び熊本県阿蘇地域振興局並びに南阿蘇村役場に備え置いて縦覧に供する。)

熊本県告示第 1135 号

森林法(昭和 26 年法律第 249 号)第 33 条の 3 において準用する同法第 29 条の規定によ り次のように保安林の指定施業要件を変更する旨農林水産大臣から通知を受けたので、同 法第 33 条の 3 において準用する同法第 30 条の規定により告示する。

平成 17 年 9 月 30 日

熊本県知事 義 子

- 保安林の所在場所 熊本県阿蘇郡南阿蘇村大字河陰字大谷 5305 の 1
- 指定の目的 水源のかん養
- 指定施業要件
 - 立木の伐採の方法 (1)

主伐に係る伐採種は、定めない。

主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

間伐に係る森林は、次のとおりとする

立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。 (2)

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を熊本県庁及び熊本県阿蘇地域振興局並びに 南阿蘇村役場に備え置いて縦覧に供する。)

熊本県告示第 1136 号

介護保険法(平成9年法律第123号)第46条第1項の規定により指定居宅介護支援事業所を次のとおり指定した。

平成 17 年 9 月 30 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

事業所の名称及び事業所の所在地	事 業 者 名	指 定 年 月 日
ライフサポートファン東	有限会社ファン	平成 17 年 9 月 15 日
熊本市榎町 15 番 186 号		

熊本県告示第 1137 号

森林法(昭和 26 年法律第 249 号)第 29 条の規定により次の森林を保安林予定森林にする旨農林水産大臣から通知を受けたので、同法第 30 条の規定により告示する。

平成 17 年 9 月 30 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

- 1 保安林予定森林の所在場所 熊本県球磨郡水上村大字湯山字鉾ノ尾 2452、2453の1
- 2 指定の目的 水源のかん養
- 3 指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法

ア 主伐に係る伐採種は、定めない。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を熊本県庁及び熊本県球磨地域振興局並びに水上村役場に備え置いて縦覧に供する。)

熊本県告示第 1138 号

森林法(昭和 26 年法律第 249 号)第 29 条の規定により次の森林を保安林予定森林にする旨農林水産大臣から通知を受けたので、同法第 30 条の規定により告示する。

平成 17 年 9 月 30 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

- 1 保安林予定森林の所在場所 熊本県球磨郡球磨村大字神瀬甲字下内谷 939 の 2
- 2 指定の目的 土砂の流出の防備
- 3 指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法

ア 主伐に係る伐採種は、定めない。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市 町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を熊本県庁及び熊本県球磨地域振興局並びに球磨村役場に備え置いて縦覧に供する。)

熊本県告示第 1139 号

生活保護法(昭和 25 年法律第 144 号)第 54 条の 2 第 1 項の規定により、介護機関を次のように指定した。

平成 17 年 9 月 30 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

〔訪問介護〕

事業所の名称及び所在地	事業者の名称及び所在地	指定年月日
ハピネス・ケア・サービス	有限会社サンライフ	平成 17 年 8 月 9
水俣市牧ノ内4番8号	水俣市牧ノ内4番8号	日

[通所介護]

· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·		
事業所の名称及び所在地	事業者の名称及び所在地	指定年月日
デイサービスセンターたい志	有限会社ごとう	平成 17 年 9 月 2
山鹿市鹿本町御宇田 594番1	山鹿市鹿校通 1-5-38	日

〔通所リハビリテーション〕

事業所の名称及び所在地	事業者の名称及び所在地	指定年月日
芦北クリニック通所リハビリテーション	医療法人康生会	平成 17 年 8 月 12
さくら	葦北郡芦北町湯浦 417 番地 1	日
葦北郡芦北町湯浦 417 番地 1		

〔居宅介護支援事業〕

事業所の名称及び所在地	事業者の名称及び所在地	指定年月日
芦北クリニック居宅介護支援事業所	医療法人康生会	平成 17 年 8 月 12
葦北郡芦北町湯浦 417 番地 1	葦北郡芦北町湯浦 417 番地 1	日

熊本県告示第 1140 号

生活保護法施行規則(昭和25年厚生省令第21号)第14条第2項の規定により、次の指定介護機関から変更の届出があった。

平成 17 年 9 月 30 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

〔訪問介護〕

介護機関名称	開設者	介護機関所在地	変更	事項	変更年月日
月受饿民石物	用取有	月受饿锅加红地	Ħ	新	友史平月日
アイリスケア	株式会社二	八代市松江町	所 右	王 地	平成 17 年
センター八代	チイ学館	561番1	八代市大手町二丁目	八代市松江町561番1	5月11日
			7番25号大手町太		
			陽ビル1階		
アイリスケア	株式会社二	八代市大手町二	所 在 地		平成 17 年
センター西松	チイ学館	丁目7番25号	八代市松江町 119-	八代市大手町二丁目	5月31日
江		大手町太陽ビル	5NEW 松江ビル 1	7番25号大手町太	
		1階	階 1-A	陽ビル1階	
訪問介護サー	医療法人幸	上益城郡矢部町	所 在 地		平成 16 年
ビス事業所り	翔会	北中島 2679	上益城郡矢部町北中	上益城郡矢部町北中	11月1日
んどう			島 2806	島 2679	

[訪問看護]

介護機関名称	開設者	介護機関所在地	変更事項		変更年月日
月受饭因石物	用权任	月 受饭闲别红地	旧	新	· 友文平月日
人吉市医師会	社団法人人	人吉市南泉田町	名 称		平成 17 年
訪問看護ス	吉市医師会	72-2	人吉市医師会老人訪	人吉市医師会訪問看	4月1日
テーション			問看護ステーション	護ステーション	
くまもと温石	医療法人愛	下益城郡美里町	名 称		平成 17 年
病院	生会	中小路 835	中央町温石病院	くまもと温石病院	4月1日
阿蘇郡医師会	社団法人阿	阿蘇郡阿蘇町黒	所 在 地		平成 14 年
立訪問看護ス	蘇郡医師会	川 1178	阿蘇郡阿蘇町黒川	阿蘇郡阿蘇町黒川	9月1日
テーション			1564	1178	

〔訪問リハビリテーション〕

介護機関名称	開設者	 介護機関所在地	変更事項		 変更年月日
月碳燉角柳	用取有	月	[H	新	发史平月口
くまもと温石	医療法人愛	下益城郡美里町	名	称	平成 17 年
病院	生会	中小路 835	中央町温石病院	くまもと温石病院	4月1日

〔居宅療養管理指導〕

介護機関名称	開設者	介護機関所在地	変更事項		変更年月日
月碳燉角柳	用取有	月 碳 機 角 別 住 地	旧	新	変史平月日
くまもと温石	医療法人愛	下益城郡美里町	名	称	平成 17 年
病院	生会	中小路 835	中央町温石病院	くまもと温石病院	4月1日

[短期入所療養介護]

介護機関名称	トリスティア		変更	変更年月日	
月碳機関石物	用取有	月 曖	[H	新	変史平月日
くまもと温石	医療法人愛	下益城郡美里町	名	称	平成 17 年
病院	生会	中小路 835	中央町温石病院	くまもと温石病院	4月1日

〔認知症対応型共同生活介護〕

介護機関	夕缶	開設者	 介護機関所在地	変更事項		- 変更年月日	
月受饿民	11111111111111111111111111111111111111	開設有	月晚饿锅川红地	旧	新	发史平月日	
グループ	゚ホー	社会福祉法	鹿本郡植木町木	名	平成 15 年		
ム大和		人熊本菊寿	留 336-2	グループホームき	グループホーム大和	2月17日	
		会		なっせ大和			

[居宅介護支援事業]

	介護	開設者	介護機関所在地	変更	亦再年日日	
介護機関名称 開設者		月受饿锅別红地	[H	新	変更年月日	
	アイリスケア	株式会社二	八代市松江町	所 在 地		平成 17 年
	センター八代	チイ学館	561番1	八代市大手町二丁目	八代市松江町561番1	5月11日
				7番25号大手町太		
				陽ビル1階		

〔介護療養型医療施設〕

介護機関名称	開設者	介護機関所在地	変更	変更年月日	
月碳燉角柳	用取有	月 设	旧	新	変史平月日
くまもと温石	医療法人愛	下益城郡美里町	名	称	平成 17 年
病院	生会	中小路 835	中央町温石病院	くまもと温石病院	4月1日

熊本県告示第 1141 号

生活保護法施行規則(昭和25年厚生省令第21号)第14条第2項の規定により、次の指 定介護機関から廃止の届出があった。

平成 17 年 9 月 30 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

〔訪問介護〕

事業所の名称及び所在地	事業者の名称及び所在地	廃止年月日
有限会社柿の実苑	有限会社柿の実苑	平成 16 年 12 月
玉名市中 1115 番地	玉名市中 1115 番地	31 日
JA 鏡訪問介護センターいぐさの郷	鏡農業協同組合	平成 17 年 3 月 31
八代郡鏡町大字鏡町 427 番地	八代郡鏡町大字鏡町 427 番地	日
「通所リハビリテーション」		

事業所の名称及び所在地	事業者の名称及び所在地	廃止年月日
坂木整形外科医院	坂木 直樹	平成 16 年 12 月
玉名市中 1115 番地	玉名市中 1115 番地	31 日

〔居宅療養管理指導〕

事業所の名称及び所在地	事業者の名称及び所在地	廃止年月日
坂木整形外科医院	坂木 直樹	平成 16 年 12 月
玉名市中 1115 番地	玉名市中 1115 番地	31 日

[居宅介護支援事業]

事業所の名称及び所在地	事業者の名称及び所在地	廃止年月日
有限会社柿の実苑	有限会社柿の実苑	平成 16 年 12 月
玉名市中 1115 番地	玉名市中 1115 番地	31 日

熊本県告示第 1142 号

身体障害者福祉法(昭和24年法律第283号)第17条の5第1項の規定により指定居宅支援事業者を次のとおり指定した。

平成 17 年 9 月 30 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

事業所の名称及び所在地	事業者の名称、主たる事務所 の所在地及び代表者の氏名	指定年月日	事業所番号	事業の種類
訪問介護事業所ハピネス・	有限会社サンライフ	平成 17 年	43000100215119	身体障害者
ケア・サービス	水俣市牧ノ内4番8号	9月20日		居宅介護
水俣市牧ノ内4番8号	杉迫 達也			

熊本県告示第 1143 号

知的障害者福祉法(昭和35年法律第37号)第15条の5第1項の規定により指定居宅支援事業者を次のとおり指定した。

平成 17 年 9 月 30 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

事業所の名称及び所在地	事業者の名称、主たる事務所 の所在地及び代表者の氏名	指定年月日	事業所番号	事業の種類
訪問介護事業所ハピネス・	有限会社サンライフ	平成 17 年	43000200296118	知的障害者
ケア・サービス	水俣市牧ノ内4番8号	9月20日		居宅介護
水俣市牧ノ内4番8号	杉迫 達也			

熊本県告示第 1144 号

児童福祉法(昭和22年法律第164号)第21条の10第1項の規定により指定居宅支援事業者を次のとおり指定した。

平成 17 年 9 月 30 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

事業所の名称及び所在地	事業者の名称、主たる事務所 の所在地及び代表者の氏名	指定年月日	事業所番号	事業の種類
訪問介護事業所ハピネス・	有限会社サンライフ	平成 17 年	43000300196119	児童居宅介
ケア・サービス	水俣市牧ノ内4番8号	9月20日		護
水俣市牧ノ内4番8号	杉迫 達也			

熊本県告示第 1145 号

道路法 (昭和 27 年法律第 180 号) 第 18 条第 1 項の規定に基づき、次のとおり道路の区域を変更する。

その関係図面は、平成 17 年 9 月 30 日から 60 日間、熊本県土木部道路総務課において一般の縦覧に供する。

平成 17 年 9 月 30 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

1 道路の種類、路線名及び区域変更する区間等

道路 の種 類	路線名	区域変更す	トる 区 間	前後	幅 員 (メートル)	延 長 (メートル)	備考
主要地方	宇 土	宇城市不知火町松合字山	山洲 312番 地先から	前	3.9 ~ 7.4	68.0	交安 1 種
道	不知火線	同字	319番 地先まで	後	5.9 ~ 13.4	68.0	文女工性

2 区域変更する期日 平成17年9月30日

熊本県告示第 1146 号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定に基づき、次のとおり道路の区

道路 の種 類	路線	名	区	域	変	更	す	る	区	間	前後	幅 員 (メートル)	延 長 (メートル)	備	考
一般	266	吊	上益城郡	『嘉』	島町フ	大字_				也先から	前	21.5 ~ 44.0	115.0	2 4	条
国道	2 6 6	万					同气 22		番15	也先まで	後	23.5 ~ 44.0	115.0	エ	事

2 区域変更する期日 平成17年9月30日

熊本県告示第 1147 号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第2項の規定に基づき、次のとおり道路の供用を開始する。

その関係図面は、平成17年9月30日から60日間、熊本県土木部道路総務課において一般の縦覧に供する。

平成 17 年 9 月 30 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

1 道路の種類、路線名及び供用開始する区間等

_ ~_ ~_			1-4-2-H-2	1: 4 .4			
道路の種類	路線名	供	用 開 始	する区	区 間	延 長 (メートル)	備考
		玉名市大字	上小田字反目				
一般県道	瀬川玉東線	同大字	字小町	1221	番1地先から	537.0	緊道整
				898	番1地先まで		
		玉名市大字	津留字徳蔵				
"	,,			377	番 地先から	259.0	<i>"</i>
	,,	同大字	字井樋口			237.0	
				11	番 地先まで		

2 供用開始する期日 平成17年9月30日

熊本県告示第 1148 号

道路法(昭和 27 年法律第 180 号)第 18 条第 2 項の規定に基づき、次のとおり道路の供用を開始する。

その関係図面は、平成 17 年 9 月 30 日から 60 日間、熊本県土木部道路総務課において一般の縦覧に供する。

平成 17 年 9 月 30 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

1 道路の種類、路線名及び供用開始する区間等

道路の種類	路線名	供 用 開 始 す る 区 間	延 長 (メートル) 備 考
主要地方道	牛深天草線	牛深市牛深町字鬼塚(公有水面埋立地内) 1211 番 25 地 同市牛深町字六田 1099 番 1 地	450.0 緊 道 整

2 供用開始する期日 平成17年10月1日

熊本県告示第 1149 号

随意契約による物品又は役務の調達契約に関する事務処理要領を次のように定める。 平成17年9月30日

熊本県知事 潮 谷 義 子

随意契約による物品又は役務の調達契約に関する事務処理要領 (趣旨)

第1条 この要領は、地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の2第1項第

3号の規定による物品を買い入れる契約又は役務の提供を受ける契約(以下「物品又は 役務の調達契約」という。)において、授産施設等、シルバー人材センター及び母子福 祉団体から物品又は役務の調達契約を締結する場合の事務について、熊本県会計規則 (昭和60年熊本県規則第11号。第7条において「規則」という。) その他法令に定める もののほか、必要な事項を定めるものとする。 (定義)

- 第 2 条 この要領において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところに よる。
 - (1)県内に住所を有する次に掲げる授産施設、福祉工場、更生施設及び 授産施設等 作業所をいう。
 - 身体障害者福祉法(昭和24年法律283号)第29条に規定する身体障害者更生施設又は同法第31条に規定する身体障害者授産施設(身体障害者福祉工場を含む。)
 - 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律(昭和25年法律第123号)第50条の 2 第 3 項に規定する精神障害者授産施設又は同条第 5 項に規定する精神障害者福祉 工場
 - ウ 知的障害者福祉法(昭和35年法律第37号)第21条の6に規定する知的障害者更 生施設又は同法第21条の7に規定する知的障害者授産施設(知的障害者福祉工場を 含む。)
 - 小規模作業所(障害者基本法(昭和 45 年法律第 84 号)第 2 条に規定する障害者 工 の地域における作業活動の場として同法第15条第3項の規定により必要な費用の助 成を受けている施設をいう。)
 - シルバー人材センター 県内に住所を有する高年齢者等の雇用の安定等に関する 法律(昭和46年法律第68号)第41条第1項に規定するシルバー人材センター連合 若しくは同条第2項に規定するシルバー人材センターをいう。
 - 母子福祉団体 県内に住所を有する母子及び寡婦福祉法 (昭和 39 年法律第 129 号)第6条第6項に規定する母子福祉団体をいう。 (契約できる範囲等)
- この要領による物品又は役務の調達契約が締結できる範囲は、次の各号に掲げら 第 3 条 れているものとする。
 - 授産施設等から物品を買い入れる場合にあっては、別記第2号様式中製作する物 品の欄に登録されている物品
 - シルバー人材センターから役務の提供を受ける場合にあっては、別記第3号様式 (2)中提供できる役務の欄に登録されている役務で臨時的かつ短期的なもの又はその他 の軽易な業務に係るもの
 - 母子福祉団体から役務の提供を受ける場合に合っては、別記第4号様式中提供で きる役務の欄に登録されている役務
- 前項の規定による物品又は役務の調達契約の締結に当たっては、契約担当課は、予算 の適正な執行に配慮するものとする。 (登録申請)
- 第 4 条 第2条各号に掲げる者で、熊本県との物品又は役務の調達契約を希望する者は、 次の各号に定めるところにより、登録申請するものとする。
 - 契約希望申請書(別記第1号様式)
 - 申請書の提出時期 毎年2月1日から2月未日(県の休日を除く。)まで (2)
 - (3)申請書等の提出先 別表に掲げる所属 (名簿の作成等)
- 第 5 条 名簿作成担当課は、前条の規定により申請を行った者の名簿を次の各号に掲げる ところにより作成するものとする。 (1) 名簿の種類は、次に掲げるとおりとする。
 - - ア
 - 授産施設等名簿(別記第2号様式) シルバー人材センター名簿(別記第3号様式) 1
 - 母子福祉団体名簿(別記第4号様式) ゥ
 - (2)名簿は、毎年3月1日現在で作成するものとする。
 - 名簿は、毎年3月20日までに管理調達課に提出するものとする。なお、当該名簿 (3)に変更があった場合は、その都度変更後の当該名簿を提出するものとする。
 - 管理調達課は、名簿作成担当課から提出された名簿を県庁行政棟新館情報プラザ (以下「情報プラザ」という。) において閲覧方式により公表するものとする。 (変更等の届出)
- 登録者が次の各号のいずれかに該当するときは、契約希望申請書内容変更届(別 記第5号様式)により遅滞なく知事に届け出なければならない。
 - 法人名、所在地、理事長名又は代表者名に変更があったとき。 (1)
 - 契約を希望する物品又は役務名に変更があったとき。 (2)

(公表)

- 第7条 規則第 93 条の 2 第 1 項第 1 号に規定する契約の発注の見通しの公表は、次の各号 によるものとする。
 - 公表する事項 (1)
 - T 調達する物品又は役務の名称、内容及び場所
 - 調達する時期 1
 - (2)公表の時期

原則として毎年度2回、次に掲げる時期を目途として、その時点における年度末までの契約の発注の見通しに関する事項を公表する。

ア 4月1日(当該日において当該年度の予算が成立していない場合にあっては、予 算の成立の日)

イ 10月1日

(3) 公表の方法等

ア 各契約担当課は、翌年度の契約の発注の見通しを毎年3月25日までに別記第6号 様式により管理調達課に報告するものとする。

イ 管理調達課は、別記第6号様式により、情報プラザにおいて閲覧方式により公表する。なお、地方出先機関において物品又は役務の調達契約を締結する場合は、当該地方出先機関の契約担当課において閲覧方式により公表する。

(4) 公表の対象

1 件の予定価格が 10 万円を超える契約

(5) 公表の期間

公表の期間は、当該年度の3月31日までとする。

- 2 規則第93条の2第1項第2号の契約締結前の公表は、次の各号によるものとする。
 - (1) 公表する事項
 - ア 調達する物品又は役務の名称
 - イ 物品の数量又は役務の内容
 - ウ 物品の納入期限又は役務の提供の契約期間
 - エ 物品の納入場所又は役務の履行場所
 - オ 見積書の提出期限
 - (2) 公表の時期

公表は、見積書提出期限の7日前までにしなければならない。ただし、やむを得ない事情があるときは、この限りでない。

(3) 公表の方法

ア 各契約担当課は、別記第7号様式により、本庁において物品又は役務の調達契約を行うものについては情報プラザにおいて、地方出先機関において物品又は役務の調達契約を行うものについては当該地方出先機関の契約担当課において閲覧方式により公表する。

イ 公表の期間

公表の期間は、当該年度及び翌年度とする。

- 3 規則第93条の2第1項第3号の契約締結後の公表は、次の各号によるものとする。
 - (1) 公表する事項
 - ア 調達した物品又は役務の名称
 - イ 調達した物品の数量又は役務の内容
 - ウ 物品の納入期限又は役務の提供の契約期間
 - エ 物品の納入場所又は役務の履行場所
 - 才 契約金額
 - 力 契約日
 - キ 契約の相手方
 - ク 相手方とした理由
 - (2) 公表の時期

公表は、契約締結後速やかに公表する。

(3) 公表の方法

契約担当課は、別記第8号様式により、本庁において物品又は役務の調達契約を行うものについては情報プラザにおいて、地方出先機関において物品又は役務の調達契約を行うものについては当該地方出先機関の契約担当課において閲覧方式により公表する。

(4) 公表の期間

公表の期間は、当該年度及び翌年度とする。

(相手方の決定方法等)

- 第8条 契約の相手方の決定方法及び選定基準は次のとおりとする。
 - (1) 契約の相手方の決定方法

有効な見積書を提出した者で、予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって申込みをしたものとする。

(2) 契約の相手方の選定基準

第5条第1号に掲げる名簿に掲載されている者の中から選定する。

附則

- 1 この要領は、平成 17 年 9 月 30 日から施行する。ただし、第 7 条の規定は、平成 17 年 10 月 21 日から施行する。
- 2 平成 17 年度においては、第4条第2号中「毎年2月1日から2月末日まで」とあるのは「平成17年9月30日から10月11日まで」と、第5条第2号中「毎年3月1日現在」とあるのは「平成17年10月1日」と、第5条第3号中「毎年3月20日」とあるのは「平成17年10月17日」と読み替えるものとする。

別記第1号様式(第4条関係)

別記第1号様式(第4条関係)

平成 年 月 日

契約希望申請書

熊本県知事 様

申 請 者 法人等住所

法人等名

施設名

理事長名 (代表者名)

印

項目	内 容
名 称	
代 表 者 職 名	
代表者名	
所 在 地	
電話番号	
F A X 番 号	
契約を希望する 物品又は役務名	
契約を希望する地区	希望する地区に〇印を記入

(注意)

全県

玉名(謊肺、玉柿、玉郡)

阿蘇(阿斯、阿蘇郡)

芦北(水陆、芦郡)

※ 授産施設等は、製作する物品のみの申請となります。

熊本(蘇柿)

山鹿(岫林、蘇郡):

上益城(上城郡):

球磨(人詰、糠郡)

※ シルバー人材センター及び母子福祉団体は、役務のみの申請となります。

宇城(宇士市、宇城市、下益城郡)

天草(本渡市、牛深市、上天草市、天草郡)

菊池(熟肺、熟郡)

八代(八代市、八代郡)

熊

健康福祉 部担当課 製作する物品 法人等 法人等 全航字玉鹿菊阿上八芦琳天電話番号FAX番号開市城名本池朝城代北曆草 契約希望地域 法人等住所 県との契約先 法人等代表者 法人等名 施設 施設電話番号 FAX番号 (別記第2号様式)(第5条関係) 投産施設等名簿 施設 施設名 番号

(別記第3号様式)(第5条関係) シルバー人材センター名簿

		その他							
		除草							
	務	清掃							
	きる役	表具. 表装							
	提供できる役務	樹木 剪定						,	
		塗装							
		+ H H							
							-		
		全旗字五塵菊四上八芦球天筆耕 県本城名本池群城代北磨草事務		 					
	堂	人 代 注 注 注							
	契約希望地域	回 は 日 は は は は は に に に に に に に に に に に に に							
	条	類池							
	契約	五名							
		東城							
		<u>全</u> 県							
		FAX番号							
		電話番号							
		住所							
「白羊	県との契約先	代表者							
ンプスースをおしゃーも新	7 1 2 X 7 X 7 X 7 X 7 X 7 X 7 X 7 X 7 X 7 X	名称							
'`		無			-				
- 1		77	 L	 	L	<u> </u>			L

本の街

公等布報配

仕け発行・送

報

提供できる役務 茶草 清掃 調・給理・食 記書がある ト記しまして FAX番号 電話番号 住所 県との契約先 代表者 (別記第4号様式)(第5条関係) 母子福祉団体 名称 無印

別記第5号様式(第6条関係)

平成 年 月 日

契約希望申請書内容変更届

熊本県知事 様

申 請 者 法人等住所

法人等名

施設名

理事長名 (代表者名)

Ell

変更事項	変更前	変更後	変更期日

別記第6号様式(第7条関係)

	発注機関名								
 张	発注予定時期								
調達契約予定	納入又は履行場所								
物品又は役務の	調達する物品又は 役務の内容								
	調達する物品又は 役務の名称								
	器 田中								

報

別記第7号様式(第7条関係)

平成 年 月 日

物品又は役務の調達契約予定表

発注機	関名		

調達予定の項目

- 授産施設等からの物品の買い入れ
- 2 シルバー人算センター・母子福祉団体からの役務の提供

項目	内 容
調達する物品又は役務の名称	
物品の数量又は役務の内容	
物品の納入期限又は 役務の提供の契約期間	
物品の納入場所又は 役務の履行場所	
見積書の提出期限	

別記第8号様式(第7条関係)

平成 年 月 日

契約 結果表

発注機関名

項目	内容
調達した物品又は役務名	
物品の数量又は役務の内容	
物品の納入期限又は 役務の契約期間	
物品の納入場所又は 役務の履行場所	
契 約 金 額	
契 約 日	
契約の相手方 住所 名称 代表者名 電話番号	
相手方とした理由	

(別表) 随意契約による物品又は役務の調達に係る名簿作成担当課

施設等		担当課			
	身体障害者更生施設				
授産施設等	身体障害者授産施設				
	精神障害者授産施設				
	精神障害者福祉工場	障害者支援総室			
	知的障害者更生施設				
• .	知的障害者授産施設				
	小規模作業所	· ·			
シルバー人材センター		労働雇用課			
母子福祉団体		子ども家庭福祉課			

熊本県告示第 1150 号

業務委託契約等に係る入札情報等の公表要領の一部を改正する要領を次のように定める。 平成 17 年 9 月 30 日

> 熊本県知事 潮 子 谷 義

業務委託契約等に係る入札情報等の公表要領の一部を改正する要領

業務委託契約等に係る入札情報等の公表要領(平成14年熊本県告示第806号)の一部を 次のように改正する。

第1中「入札結果」を「入札結果等」に改める。

第3中「入札結果の公表」を「入札結果等の公表」に改め、第3の2中

「(2) 落札者の商号又は名称及び落札金額」を 「(2) 落札者の商号又は名称及び落札金額

(3) 物品の調達に係る予定価格 」に改める。

附則

この要領は、10月1日から施行する。

熊本県告示第 1151 号

昭和63年9月6日熊本県告示第618号の2(屋外広告物及びこれを掲出する物件に係る 禁止地域・許可地域等の指定)の一部を次のように改め、平成 17 年 10 月 1 日から施行す

平成 17 年 9 月 30 日

義 子 熊本県知事 潮 谷

3項の表1の8の項及び1の9の項を次のように改める。

1の8	国道3号	第三種	砂川橋(宇城市小	氷川橋(氷川町河原と氷	路端から 100 メー	宇城市
		禁止地	川町南小川地内)	川町宮原との境界)	トル以内	氷川町
		域				
1の9	国道3号	第三種	町道早尾油谷線と	市道上片町宮地町線との	路端から 100 メー	氷川町
		禁止地	の交点(氷川町早	交点(八代市上片町地	トル以内	八代市
		域	尾地内)	内)		

3項の表17の5の項を次のように改める。

17の5	国道 443	第三種	甲佐町と美里町と	九州縦貫自動車道との交	路端から 100 メー	美里町
	号	禁止地	の境界	点(氷川町宮原地内)	トル以内	八代市
		域				氷川町

3項の表 21 の 10 の項を次のように改める。

21 の	県道八代	第三種	八代市と氷川町と	鹿児島本線との交点(宇	路端から 100 メー	氷川町
10	鏡宇土線	禁止地	の境界	城市松橋町東松橋地内)	トル以内	宇城市
		域				

3 項の表 21 の 32 の項を次のように改める。

21 の	県道八代	第三種	八代都市計画道路	宇城市不知火町高良と宇	路端から 100 メー	八代市
32	不知火線	禁止地	八代臨港線との交	城市松橋町東松崎との境	トル以内	氷川町
		域	点(八代市沖町地	界		宇城市
			内)			

熊本県告示第 1152 号

昭和63年9月6日熊本県告示第618号の2(屋外広告物及びこれを掲出する物件に係る 禁止地域・許可地域等の指定)の一部を次のように改め、平成 17 年 10 月 3 日から施行す

平成 17 年 9 月 30 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

3項の表3の5の項を次のように改める。

3 Ø 5	国道 208	第三種	玉名市築地と玉名	市道本谷野原線との交点	路端から 100 メー	玉名市
	号	禁止地	市岱明町庄山との	(荒尾市野原地内)	トル以内	荒尾市
		域	境界			

3項の表20の2の項から21の1の項までを次のように改める。

20 Ø 2	国道 501	第三種	町道長洲駅海岸線	玉名市大浜町と玉名市横	路端から 100 メー	長洲町
	号	禁止地	との交点(長洲町	島町横島との境界	トル以内	玉名市
		域	長洲地内)			
20 の 3	国道 501	第一種	玉名市大浜町と玉	町道熊本玉名線との交点	路端から 100 メー	玉名市
	号	許可地	名市横島町横島と	(玉名市天水町部田見地	トル以内	
		域	の境界	内)		
20 の 4	国道 501	第三種	県道熊本玉名線と	熊本市と玉名市との境界	路端から 100 メー	玉名市
	号	禁止地	の交点(玉名市天		トル以内	
		域	水町部田見地内)			
21 の 1	県道熊本	第三種	国道 501 号との交	国道 208 号との交点(玉	路端から 100 メー	玉名市
	玉名線	禁止地	点(玉名市天水町	名市大倉地内)	トル以内	
		域	部田見地内)			

公 告

熊本県公告第732号

熊本市渡鹿堰土地改良区理事長村上幸吉から平成17年5月10日付けで申請の定款変更については、平成17年9月20日付けで認可した。 平成17年9月30日

熊本県知事 潮 谷 義 子

熊本県公告第733号

阿蘇郡南阿蘇村白水村土地改良区理事長桐原夏雄から平成17年8月22日付けで申請の 定款変更については、平成17年9月20日付けで認可した。

平成 17 年 9 月 30 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

熊本県公告第734号

測量法(昭和24年法律第188号)第39条において準用する同法第14条第1項の規定に基づき、独立行政法人緑資源機構九州整備局副局長から次のとおり公共測量を実施する旨の通知があったので、同条第3項の規定により公告する。

平成 17 年 9 月 30 日

熊本児	<u> </u>	潮	<u>谷</u>	義	子

作業種類	作 業 期 間	作 業 地 域
公共測量(換地計画図作成)	平成 17 年 10 月 3 日から	阿蘇郡小国町及び南小国町
	平成 18 年 3 月 20 日まで	

熊本県公告第735号

測量法 (昭和 24 年法律第 188 号) 第 14 条第 1 項の規定に基づき、国土地理院長から次のとおり基本測量を実施する旨の通知があったので、同条第 3 項の規定により公告する。 平成 17 年 9 月 30 日

		<u></u>
作 業 種 類	作業期間	作業地域
基本測量(精密測地網	平成 17 年 10 月 6 日から	熊本市、八代市、水俣市、本渡市、山鹿市、
高精度三次元測量)	平成 18 年 3 月 20 日まで	牛深市、宇土市、宇城市、下益城郡富合町、
		鹿本郡植木町、八代郡竜北町及び宮原町、葦
		北郡芦北町及び津奈木町並びに天草郡五和町
		及び河浦町

熊本県公告第736号

特定調達契約につき、一般競争入札により落札者を決定したので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令(平成7年政令第372号。以下「特例政令」

という。)第11条の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成 17 年 9 月 30 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

- 1 調達物品及び数量
 - (1) APR 形移動用無線機 312 台
 - (2) APR 形オートバイ用無線機 42 台
- 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地 熊本県出納局管理調達課契約班

熊本県熊本市水前寺六丁目 18番1号

- 3 落札者を決定した日
- 平成 17 年 7 月 21 日 4 落札者の氏名及び住所

三菱電機株式会社九州支社

福岡市中央区天神二丁目 12 番 1 号

5 落札金額

138. 101. 460 円 (消費税及び地方消費税額を含む。)

- 6 契約の相手方を決定した手続 一般競争入札
- 7 特例政令第6条に規定する公告を行った日 平成 17年7月6日

熊本県公告第737号

次のとおり一般競争入札に付する。

平成 17 年 9 月 30 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

- 1 競争入札に付する事項
 - (1) 調達物品及び数量

男性警察官用冬ワイシャツ 1,701 着

- (2) 調達物品の規格及び品質等 入札説明書及び仕様書のとおり
- (3) 納入期限

平成 18 年 1 月 31 日 (火)

(4) 納入場所

熊本県警察本部各課及び各警察署等

(5) 入札方法

ア 落札者決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の5パーセントに相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

イ 入札説明書及び仕様書に特段の定めがない事項については、熊本県競争契約入札 心得(昭和39年熊本県告示第420号)の規定を準用する。

ウ 入札書は、入札説明書に示す様式により作成すること。

2 入札に参加できる者

次に掲げる条件をすべて満たす者であること。

(1) 物品の購入契約等に係る一般競争入札及び指名競争入札参加者の資格審査要領 (昭和39年熊本県告示第386号。以下「審査要領」という。)による審査のうえ、 入札参加資格を有すると決定された者であること。

なお、入札参加資格を有しない者で本競争入札に参加を希望するものは、3に掲げるところにより、審査要領による審査を受け、入札参加資格を得ること。 (2) 会社更生法(平成14年法律第154号)に基づく更生手続開始の申立てを行った者

- (2) 会社更生法(平成14年法律第154号)に基づく更生手続開始の申立てを行った者又は申立てをなされた者にあっては、当該申立てに係る更生計画認可決定を受けていること。
- (3) 民事再生法(平成11年法律第225号)に基づく再生手続開始の申立てを行った者又は申立てをなされた者にあっては、当該申立てに係る再生計画認可決定を受けていること
- (4) 5の(3)記載の入札の日時において、熊本県物品購入等及び業務委託等契約に 係る指名停止等の措置要領(平成14年熊本県告示第811号)による指名停止期間中 でないこと。
- (5) 納入しようとする物品に必要とする生地の供給を受けることが可能であると認められる書類を熊本県出納局管理調達課へ提出した者
- (6) 納入する物品又は類似する物品について、過去5年の間に生産又は販売実績を有 すること。
- (7) 納入する物品の縫製設備が日本国内にあり、熊本県の求めにより検査に応じられること。
- (8) (5)、(6) 及び(7) については、これを証明する書類を平成 17 年 9 月 30 日 (金) から平成 17 年 10 月 21 日 (金) までの日 (県の休日を除く。) の午前 8 時 30 分から午後 5 時までの間に 4 に記載の場所へ提出すること。
- 3 入札参加資格を得るための申請方法等

(1)申請の方法

> 2の(1)に掲げる入札参加資格を有しない者で本競争入札に参加を希望するも のは、審査要領に定める入札参加資格審査申請書に必要書類を添付し、3(2)の 場所へ持参又は郵送(書留郵便に限る。)により提出すること。

入札参加資格審査申請書の入手先及び提出場所並びに申請に関する問い合わせ先 熊本県出納局管理調達課資格審査班(県庁行政棟本館2階)

郵便番号 862-8570 熊本市水前寺六丁目 18番1号

内線 6349、6350 電話 096 - 383 - 1111

入札参加資格審査申請書の受付期間

平成 17 年 9 月 30 (金) から平成 17 年 10 月 14 日 (金) までの日 (県の休日を除 く。) の午前8時30分から午後5時までとする。 ただし、受付期間の終了後も入札の日時まで随時受け付けるが、この場合には、

資格審査が入札に間に合わないことがある。

資格審査結果の通知

資格審査の結果は、資格審査結果通知書により通知する。

入札参加資格の有効期間 (5)

> 入札参加資格の有効期間は、資格審査結果通知書に記載する登録の日から平成19 年9月30日までとする。

有効期間の更新手続

前項の有効期間の更新を希望する者に対しては、審査要領に基づく入札参加資格 審査申請の受付を平成19年7月1日から平成19年7月31日まで行う。

契約条項を示す場所

熊本県出納局管理調達課契約班(県庁行政棟本館2階)

郵便番号 862-8570 熊本市水前寺六丁目 18番1号

電話 096 - 383 - 1111 内線 6348

- 入札手続等
 - 入札に関する事務を担当する部局の名称 (1)4に記載のとおり
 - (2)入札説明書及び仕様書の交付期間及び場所

交付期間

平成 17 年 9 月 30 日 (金) から平成 17 年 10 月 14 日 (金) までの日 (県の休日を 除く。)の午前8時30分から午後5時までとする。

交付場所

4に記載のとおり

- 入札及び開札の日時及び場所 (3)
 - 日時

平成 17 年 10 月 26 日 (水) 午前 10 時から

イ 場所

熊本市水前寺六丁目 18 番 1 号

熊本県出納局管理調達課分室(県庁行政棟本館2階)

(4)入札書の提出方法

> 5の(3)記載の入札場所に持参するものとする。ただし、持参できないときは、 4に記載の場所に平成17年10月25日(火)までに必着するように郵送(書留郵便 に限る。) すること。

- その他
 - (1)入札、契約手続等において使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨とする。
 - (2)入札保証金

入札に参加しようとする者は、見積もった契約希望金額の 100 分の 5 以上の金額 を5の(3)記載の入札の日時までに納付しなければならない。ただし、次のア又は

イのいずれかに該当するときは、入札保証金の納付が免除される。 入札に参加しようとする者が、入札保証金以上の金額につき、保険会社との間に 県を被保険者とする入札保証保険契約を締結し、当該入札保証保険契約に係る保険 証券を提出したとき。

入札に参加しようとする者が、過去2年の間に国(公団を含む。)又は地方公共 団体とこの入札に付する事項と種類及び規模をほぼ同じくする契約を2回以上にわ たって締結し、かつ、これらをすべて誠実に履行したことを証する書類を提出した とき(その者が落札した場合において、契約を締結しないこととなるおそれがない と認められるときに限る。)。

なお、入札保証金の納付の免除を希望する者は、アの場合にあっては入札保証保 険証券を、イの場合にあっては履行証明書を、平成17年10月21日(金)までに4 に記載する場所に提出すること。

無効の入札 次のいずれかに該当する入札は、無効とする。

- 入札に参加する資格を有しない者の行った入札
- 委任状を提出しない代理人が行った入札
- 所定の入札保証金又は入札保証金に代わる担保を納付又は提供しない者が行った 入札

- 記名押印を欠く入札
- オ 金額を訂正した入札
- 力 誤字脱字等により意思表示が不明瞭である入札
- 丰 明らかに連合によると認められる入札
- 同一事項の入札について他人の代理人を兼ね、又は2人以上の代理を行った者の 入札
- 二以上の意思表示を行った入札
- 民法 (明治 29 年法律第 89 号) 第 95 条に基づく錯誤による入札であると入札執行 コ 者が認めた場合の入札
- ++ その他入札方法等入札に関する条件に違反した入札
- 落札者の決定方法 (4)

有効な入札書を提出した者で、予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって申 込みをしたものを落札者とする。

- 最低制限価格 (5)
 - 設定しない。
- (6)契約の締結
 - 契約書作成の要否
 - 契約の締結期限 1

落札者決定の日から14日以内とする。

- ゥ 落札者からの契約締結の申出期限 落札者決定の日から7日以内とする。
- (7)契約保証金

契約しようとする者は、契約担当者が指定する日時までに、契約金額の 100 分の 10 以上の金額を納付しなければならない。ただし、次のア又はイのいずれかに該当 するときは、契約保証金の納付が免除される。

- 契約しようとする者が、契約保証金以上の金額につき、保険会社との間に県を被 保険者とする履行保証保険契約を締結し、当該履行保証保険契約に係る保険証券を 提出したとき。
- 契約しようとする者が、過去2年の間に国(公団を含む。)又は地方公共団体と この入札に付する事項と種類及び規模をほぼ同じくする契約を2回以上にわたって 締結し、かつ、これらをすべて誠実に履行したことを証する書類を提出したとき (その者が、契約を履行しないこととなるおそれがないと認められるときに限る。)。
- (8) その他詳細は、入札説明書による。

熊本県公告第 738 号

次のとおり一般競争入札に付する。

平成 17 年 9 月 30 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

- 競争入札に付する事項
 - 調達物品及び数量 (1)

男性警察官用冬服 (上衣) 119 着 男性警察官用冬服 (ズボン) 129 本

- 調達物品の規格及び品質等 (2)
 - 入札説明書及び仕様書のとおり
- (3)納入期限
 - 平成 18 年 1 月 31 日 (火)
- (4)納入場所

熊本県警察本部各課及び各警察署等

- (5)入札方法
 - 落札者決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の5パーセントに 相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金 額を切り捨てるものとする。)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及 び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった 契約希望金額の 105 分の 100 に相当する金額を入札書に記載すること。
 - 入札説明書及び仕様書に特段の定めがない事項については、熊本県競争契約入札 心得(昭和39年熊本県告示第420号)の規定を準用する。
 - 入札書は、入札説明書に示す様式により作成すること。
- 入札に参加できる者

次に掲げる条件をすべて満たす者であること。

物品の購入契約等に係る一般競争入札及び指名競争入札参加者の資格審査要領 (昭和39年熊本県告示第386号。以下「審査要領」という。)による審査のうえ、 入札参加資格を有すると決定された者であること。

なお、入札参加資格を有しない者で本競争入札に参加を希望するものは、3に掲げるところにより、審査要領による審査を受け、入札参加資格を得ること。
(2) 会社更生法(平成14年法律第154号)に基づく更生手続開始の申立てを行った

者又は申立てをなされた者にあっては、当該申立てに係る更生計画認可決定を受け

ていること。

- (3) 民事再生法(平成11年法律第225号)に基づく再生手続開始の申立てを行った者又は申立てをなされた者にあっては、当該申立てに係る再生計画認可決定を受けていること。
- (4) 5の(3)記載の入札の日時において、熊本県物品購入等及び業務委託等契約に 係る指名停止等の措置要領(平成14年熊本県告示第811号)による指名停止期間中 でないこと。
- (5) 納入しようとする物品に必要とする生地の供給を受けることが可能であると認められる書類を熊本県出納局管理調達課へ提出した者
- (6) 納入する物品又は類似する物品について、過去5年の間に生産又は販売実績を有 すること。
- (7) 納入する物品の縫製設備が日本国内にあり、熊本県の求めにより検査に応じられること。
- (8) (5)、(6) 及び(7) については、これを証明する書類を平成 17 年 9 月 30 日 (金) から平成 17 年 10 月 21 日 (金) までの日(県の休日を除く。) の午前 8 時 30 分から午後 5 時までの間に 4 に記載の場所へ提出すること。
- 3 入札参加資格を得るための申請方法等
 - (1) 申請の方法

2の(1)に掲げる入札参加資格を有しない者で本競争入札に参加を希望するものは、審査要領に定める入札参加資格審査申請書に必要書類を添付し、3(2)の場所へ持参又は郵送(書留郵便に限る。)により提出すること。

(2) 入札参加資格審査申請書の入手先及び提出場所並びに申請に関する問い合わせ先 熊本県出納局管理調達課資格審査班(県庁行政棟本館2階)

郵便番号 862-8570 熊本市水前寺六丁目 18番 1号

電話 096-383-1111 内線 6349、6350

(3) 入札参加資格審査申請書の受付期間

平成17年9月30(金)から平成17年10月14日(金)までの日(県の休日を除く。)の午前8時30分から午後5時までとする。 ただし、受付期間の終了後も入札の日時まで随時受け付けるが、この場合には、

資格審査が入札に間に合わないことがある。

- (4) 資格審査結果の通知
 - 資格審査の結果は、資格審査結果通知書により通知する。
- (5) 入札参加資格の有効期間

入札参加資格の有効期間は、資格審査結果通知書に記載する登録の日から平成 19 年 9 月 30 日までとする。

(6) 有効期間の更新手続

前項の有効期間の更新を希望する者に対しては、審査要領に基づく入札参加資格 審査申請の受付を平成 19 年 7 月 1 日から平成 19 年 7 月 31 日まで行う。

4 契約条項を示す場所

熊本県出納局管理調達課契約班(県庁行政棟本館2階)

郵便番号 862-8570 熊本市水前寺六丁目 18 番 1 号

電話 096-383-1111 内線 6348

- 5 入札手続等
 - (1) 入札に関する事務を担当する部局の名称

4に記載のとおり

- (2) 入札説明書及び仕様書の交付期間及び場所
 - ア 交付期間

平成 17 年 9 月 30 日 (金) から平成 17 年 10 月 14 日 (金) までの日 (県の休日を除く。) の午前 8 時 30 分から午後 5 時までとする。

イ 交付場所

4に記載のとおり

(3) 入札及び開札の日時及び場所

ア 日時

平成 17 年 10 月 26 日 (水) 午前 11 時から

イ 場所

熊本市水前寺六丁目 18 番 1 号

熊本県出納局管理調達課分室(県庁行政棟本館2階)

(4) 入札書の提出方法

50 (3) 記載の入札場所に持参するものとする。ただし、持参できないときは、4 に記載の場所に平成 17 年 10 月 25 日 (火) までに必着するように郵送 (書留郵便に限る。) すること。

- 6 その他
 - (1) 入札、契約手続等において使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨とする。
 - (2) 入札保証金

入札に参加しようとする者は、見積もった契約希望金額の 100 分の 5 以上の金額を 5 の (3) 記載の入札の日時までに納付しなければならない。ただし、次のア又は イのいずれかに該当するときは、入札保証金の納付が免除される。

- 入札に参加しようとする者が、入札保証金以上の金額につき、保険会社との間に 県を被保険者とする入札保証保険契約を締結し、当該入札保証保険契約に係る保険 証券を提出したとき。
- 入札に参加しようとする者が、過去2年の間に国(公団を含む。)又は地方公共 団体とこの入札に付する事項と種類及び規模をほぼ同じくする契約を2回以上にわたって締結し、かつ、これらをすべて誠実に履行したことを証する書類を提出した とき(その者が落札した場合において、契約を締結しないこととなるおそれがない と認められるときに限る。)。

なお、入札保証金の納付の免除を希望する者は、アの場合にあっては入札保証保 険証券を、イの場合にあっては履行証明書を、平成 17 年 10 月 21 日 (金) までに 4 に記載する場所に提出すること。

(3)無効の入札

次のいずれかに該当する入札は、無効とする。

- 入札に参加する資格を有しない者の行った入札
- 委任状を提出しない代理人が行った入札
- ウ 所定の入札保証金又は入札保証金に代わる担保を納付又は提供しない者が行った 入札
- 記名押印を欠く入札 工
- 金額を訂正した入札 才
- 力 誤字脱字等により意思表示が不明瞭である入札
- 丰
- 明らかに連合によると認められる入札 同一事項の入札について他人の代理人を兼ね、又は2人以上の代理を行った者の 入札
- 二以上の意思表示を行った入札
- 民法 (明治 29 年法律第 89 号) 第 95 条に基づく錯誤による入札であると入札執行 コ 者が認めた場合の入札
- その他入札方法等入札に関する条件に違反した入札
- 落札者の決定方法 (4)

有効な入札書を提出した者で、予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって申 込みをしたものを落札者とする。

- 最低制限価格 (5)
- 設定しない。
- 契約の締結 (6)
 - 契約書作成の要否 ア
 - 契約の締結期限 イ

落札者決定の日から14日以内とする。

- 落札者からの契約締結の申出期限 ゥ 落札者決定の日から7日以内とする。
- (7)契約保証金

契約しようとする者は、契約担当者が指定する日時までに、契約金額の 100 分の 10以上の金額を納付しなければならない。ただし、次のア又はイのいずれかに該当 するときは、契約保証金の納付が免除される。

- 契約しようとする者が、契約保証金以上の金額につき、保険会社との間に県を被 保険者とする履行保証保険契約を締結し、当該履行保証保険契約に係る保険証券を 提出したとき。
- 契約しようとする者が、過去2年の間に国(公団を含む。)又は地方公共団体と この入札に付する事項と種類及び規模をほぼ同じくする契約を2回以上にわたって締結し、かつ、これらをすべて誠実に履行したことを証する書類を提出したとき (その者が、契約を履行しないこととなるおそれがないと認められるときに限る。)。
- その他詳細は、入札説明書による。

熊本県公告第739号

熊本県職員の人事行政の運営等の状況の公表に関する条例(平成 17 年熊本県条例第 1 号) に基づき、熊本県職員の人事行政の運営等の状況について、次のとおり公表する。 平成 17 年 9 月 30 日

> 子 熊本県知事 潮 谷 義

- 職員の任免及び職員数の状況
 - (1)職員の採用

平成16年度に新たに採用された一般職(臨時職員を除く。)の職員及び再任用され た職員の状況は、次のとおりです。

(単位:人)

		試 験				再	再任用		
区 分	大卒程度 警察官A	短大卒程度	高卒程度 警察官B	選	考	刀冰仏勤務	短時間勝	合	計
一般行政職	78	6	22		30	11	0		147
警察職	104	0	21		0	0	0	-	125
教 育 職	0	0	0		274	39	0	-	313
技能労務職	0	0	0		6	4	0		10
合 計	182	6	43		310	54	0		595

- 注) 一般行政職、警察職、教育職及び技能労務職の区分は、次のとおりです。
 - 一般行政職 ②~④以外の職員 1

 - ② ③
 - 察職公安職給料表が適用される職員 育職教育職給料表が適用される職員 を登務職技能労務職給料表が適用される職員 (2) (2) (2) (2) (2) (3) (4) (4) (4) (5) (6) (7) (8) (8) (9)

平成16年度に離職した一般職(臨時職員を除く。)の職員の状況は、次のとおり です。

(単位:人)

区 分	定年退職	勧奨退職	分限免職	懲戒免職	失職	死亡退職	任期満了	その他	合 計
一般行政職	100	34	0	0	1	13	5	38	191
警察職	59	17	0	1	0	5	0	3	85
教 育 職	220	70	1	6	0	9	21	112	439
技能労務職	20	10	0	0	0	1	1	. 3	35
合 計	399	131	1	7	1	28	27	156	750

(3) 職員数

(各年度4月1日現在)

		区分	職員数	(人)	対前年	主な増減理由
部門			平成17年度	平成16年度	増減数	工、多月份在口
	議	숲	36	34	2	
	総	務	823	853	▲ 30	各地域振興局総務部と振興調整室の統合、市町村合併推 進体制の見直し
	税	務	261	264	▲ 3	
	労	働	89	101	▲ 12	労働相談情報センター廃止
般	農材	水産	1,518	1,549	▲ 31	
行政	商	エ	221	210	11	観光振興に係る体制強化、新規工業団地整備に係る体制 強化
	土	木	1,053	1,060	A 7	
	民	生	481	487	▲ 6	
	衛	生	593	586	7	
	小	計	5,075	5,144	▲ 69	
	教	育	15,588	15,701		標準法に基づく学級数域に伴う職員減
	警	察	3,377	3,339	38	各種犯罪の抑止に向けた交番、事件捜査体制等の強化
公営	病	院	124	122	2	
営	下。	水道	12	12	0	
企業	そ(の他	99	100	▲ 1	
等	小	計	235	234	1	
	合	計	24,275	24,418	▲ 143	

注) 職員数は、総務省の「地方公共団体定員管理調査」に基づき同省に報告したものです。

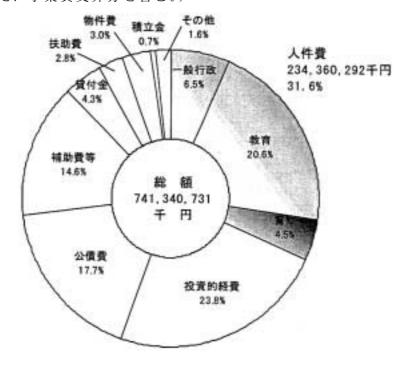
職員の給与の状況

(1) 人件費

平成 16 年度普通会計決算(見込み)における歳出総額は、741,340,731 千円となっ ています。そのうち人件費は、234,360,292 千円であり、歳出総額に占める割合は、 31.6% (平成 15 年度 30.3%) となっています。

また、人件費の内訳は、小中学校、高等学校、大学等の教育部門が 65.3%、警察部門が 14.2%、その他一般行政部門が 20.6%となっています。 (人件費には、地方公務費共済組合負担金、退職手当、恩給、退職年金及び災害補償

費等を含む。また、事業費支弁分を含む。)



(2)職員給与費

平成17年度普通会計予算における職員給与費の状況は、次のとおりです。

職員数		1人当たり給与			
(A)	給 料	期末勤勉手当	職員手当	計 (B)	費 (B / A)
人	千円	千円	千円	千円	千円
25,757	113,633,135	45,611,613	19,615,749	178,910,497	6,946
	63.5%	25.5%	11.0%	100.0%	

- 職員数及び給与費は、平成17年度当初予算に計上された人数及び額です。 注) 1
 - 職員手当には、退職手当及び児童手当は含まれていません。

職員の平均給料月額及び平均年齢

一般行政職、警察職、教育職及び技能労務職の職員の平均給料月額及び平均年齢 は、次のとおりです。

(平成 17 年 4 月 1 日現在)

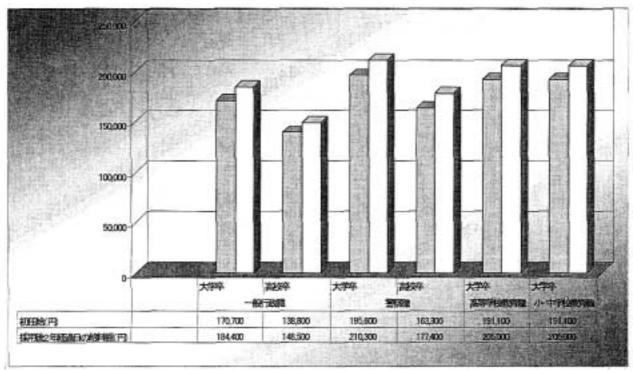
区 分	平均給料月額(円)	平均年齢(歳)
一般行政職	358,892	42.7
警察職	372,032	43.1
高等学校教育職	384,925	42.4
小・中学校教育職	395,229	42.1
技能労務職	326,472	44.8

注)平均給料月額及び平均年齢は、総務省の「地方公務員給与実態調査」に基づき同省に 報告したものです。

(4) 職員の初任給

一般行政職、警察職及び教育職の職員の初任給及び採用2年を経過した日の給料 月額は、次のとおりです。

(平成 17 年 4 月 1 日現在)



(5) 職員の経験年数別・学歴別平均給料月額

(平成17年4月1日現在)

区	分	経験年数	給料月額		
		10年	274,769 円		
	大学卒	15 年	352,397 円		
 一般行政職		20 年	398,198 円		
加又们以和以		10年	222,920 円		
	高校卒	15 年	274,769 円 352,397 円 398,198 円 222,920 円 278,322 円 355,054 円 296,892 円 346,644 円 407,176 円 251,037 円 307,664 円 360,928 円 320,683 円 375,262 円 415,293 円 323,964 円 377,739 円		
		20 年	355,054 円		
		10年	296,892 円		
	大学卒	15 年	346,644 円		
警察職		20 年	407,176 円		
言宗帆		10年	251,037 円		
	高校卒	15 年	307,664 円		
		20 年	360,928 円		
		10年	320,683 円		
高等学校教育職	大学卒	15 年	375,262 円		
		20 年	415,293 円		
		10年	323,964 円		
小・中学校教育職	大学卒	15 年	377,739 円		
		20 年	415,108 円		

注)経験年数とは、学校卒業後直ちに採用され引き続き勤務している場合は、採用後の年数をいい、採用前に他に職歴などがある場合は、その期間を換算して採用後の年数に加えた年数をいいます。

(6) 一般行政職の級別職員数

職員は、職務の複雑性、困難性及び責任の度合いにより職務の級に格付けされていますが、一般行政職の級別職員数の状況は、次のとおりです。

(平成17年4月1日現在)

区分	1級	2級	3級	4級	5 級	6級	7級	8 級	9級	10 級	11 級	計
標準的な 職務内容	主事 技師	主事 技師	主事 技師	係長 主任 主 生 生 生 生 生	(相難) 長難任事難任師	課長 補佐 (困難) 係長	(相当 困難) 課長 補佐	課長 (困難) 課長 補佐	次長 (困難) 課長	(困難) 次長	部長	
職員数 (人)	91	205	411	957	364	1,792	455	940	216	44	21	5,496
構成比 (%)	1.7	3.7	7.5	17.4	6.6	32.6	8.3	17.1	3.9	0.8	0.4	100.0

県

公

報

注)職員数は、総務省の「地方公務員給与実態調査」に基づき同省に報告したもの です。

(7)職員手当

職員に支給される主な職員手当の状況は、次のとおりです。

期末・勤勉手当及び退職手当 民間のボーナスに当たる期末手当及び勤勉手当の支給割合は、年間で 4.4 月分と なっており、これを年間2回に分けて支給します。

また、退職手当は、退職時における給料月額と勤続年数に応じて支給されます。 (平成 16 年度支給実績)

区	松 十 旧		F
分	熊本県		围
期	期末手当 勤勉手当		期末手当 勤勉手当
末	6月期 1.40月分 0.70月分		6月期 1.40月分 0.70月分
勤	12 月期 1.60 月分 0.70 月分		12 月期 1.60 月分 0.70 月分
勉	計 3.00 月分 1.40 月分		計 3.00 月分 1.40 月分
手	職制上の段階、職務の等級による加算措置を	Ī	職制上の段階、職務の等級による加算措置 有
当			
	(支給率) 自己都合 勧奨・定年		(支給率) 自己都合 勧奨・定年
	勤続 20 年 21.00 月分 27.30 月分		勤続 20 年 21.00 月分 27.30 月分
退	勤続 25 年 33.75 月分 42.12 月分		勤続 25 年 33.75 月分 42.12 月分
職	勤続 35 年 47.50 月分 59.28 月分		勤続 35 年 47.50 月分 59.28 月分
手	最高限度額 59.28 月分 59.28 月分		最高限度額 59.28 月分 59.28 月分
当	その他加算措置 定年前早期退職特例措置 2	~	その他加算措置 定年前早期退職特例措置 2~
	20%		20%
	退職時特別昇給 20年以上勤続 1号給		退職時特別昇給 無

調整手当は、民間賃金、物価及び生計費が特に高い地域に勤務する職員に対して 支給され、手当の額は、給料、管理職手当及び扶養手当の月額に支給率を乗じた額 となります。

(平成16年度支給実績)

支給対象地域	東京都特別区	大阪市	福岡市
支給率 (%)	12	10	6
支給対象人数 (人)	34	7	4
国の制度(支給率)(%)	12	10	6
支給対象職員1人当たり平均	 支給年額		537 千円

特殊勤務手当

特殊勤務手当は、著しく危険、不快、不健康又は困難な勤務その他著しく特殊な業務に従事した職員に、その従事した時間数、日数等に応じて支給されます。

(平成16年度支給実績)

	職員全体	に占める手当支給職員の割合	36.9%			
Ī	支給対象	職員1人当たり平均支給年額	97,179 円			
İ	<u> </u>	手当の種類(手当数)	75 種類			
İ		支給額の多い手当	教員特殊業務手当、教育業務連絡指導手当、私服捜			
	代表的な	又和額の多い子ヨ	查員手当、夜間特殊業務手当、税務手当			
	手当名称	多くの職員に支給されている手当	教員特殊業務手当、教育業務連絡指導手当、夜間特			
		多くの職員に又和されている于ヨ	殊業務手当、私服捜査員手当、被疑者押送作業手当			

④ 時間外勤務手当

時間外勤務手当は、正規の勤務時間以外に勤務した職員に対して支給されます。 (平成15、16年度支給実績)

年 月	隻	区 分	支	給	額	
支給総額					3,223,882 千円	
十成16年	平成 16 年度 職員 1 人当たり支給年額					133 千円
平成 15 年度支給総額職員 1 人当たり支給年額					3,321,911 千円	
		職員1人当たり支給年額				137 千円

⑤ 扶養手当

扶養手当は、扶養親族を有する職員に対して支給されます。

(平成 16 年度支給月額)

内容	支給月額	国の制度との異同
配偶者	13,500 円	
配偶者以外の扶養親族のうち2人まで	6,000 円	
(扶養手当の支給対象となっていない配偶者を有する職	(6,500 円)	
員の扶養親族のうち1人)		同
配偶者のない職員の扶養親族のうち1人	11,000 円	
その他扶養親族1人につき	5,000 円	
満 16 歳の年度初めから満 22 歳の年度末までの間にある子	1 人につき 5,000 円加算	

⑥ 住居手当

住居手当は、借家又は借間に居住し、1月当たり12,000円を超える家賃を支払っている職員又は自宅に居住している世帯主である職員に対して支給されます。

(平成 16 年度支給月額)

区分	支給月額	国の制度との異同
借家・借間	家賃の額に応じて 27,000 円を限度に支給	同
自宅	3,500 円	他県の状況等を考慮し独自措置

⑦ 通勤手当

通勤手当は、通勤距離が片道2キロメートル以上で、公共交通機関(バス等)を利用する職員又は交通用具(自動車等)を使用する職員に対して支給されます。 (平成16年度支給月額)

		() 从 10			
区分	支給月額	国の制度との異同			
- 大沼採 胆	運賃額 55,000 円までは全額、55,000 円を	通勤の実態に対応し、交通機関利用者の支			
交通機関	超える部分については2分の1を支給	給上限並びに交通用具利用者の距離区分及			
交通用具	距離区分に応じて 2,300 円から 33,100 円ま	び手当額が異なる			
文 週 用 只	での範囲内で支給				

⑧ 単身赴任手当

単身赴任手当は、異動等に伴い転居し、やむを得ない事情により同居していた配偶者と別居し、単身で生活する職員で、距離の基準等を満たした場合に支給されます。 (平成 16 年度支給月額)

区分	支給月額	国の制度との異同
基本額	23,000 円	
加管姫	距離区分に応じて 6,000 円から 45,000 円ま	同
加算額	での範囲内で支給	

(8) 特別職の報酬等

知事等特別職の職員の報酬等については、特別職報酬等審議会の答申を受け、県議会の審議を得て条例で定められています。

(平成17年4月1日現在)

職名	給料月額	職名	報酬月額	期末手当
知 事	1,340 千円	議長	1,050 千円	(平成 16 年度支給割合)
副知事	1,050 千円	副議長	940 千円	6月期 1.60 月分
出納長	940 千円	議員	840 千円	12 月期 1.70 月分

(9) 給与等の削減

現在の厳しい財政状況を考慮し、臨時・緊急的な措置として、給与等の削減を行っています。

(平成17年4月1日現在)

			<u> </u>
	対象者	削減内容	削減期間
特別	知事	給料 15%、期末手当 10%	平成 17 年 7 日 1 日 2 平成 10 年 2 日 21 日
職	副知事・出納長	給料 10%、期末手当 5%	平成 16 年 7 月 1 日~平成 19 年 3 月 31 日

3 職員の勤務時間その他の勤務条件の状況

職員の勤務時間その他の勤務条件は、国及び他の地方公共団体の職員との間に権衡を失しないように考慮して、条例等で定めています。

(1) 勤務時間

一般的な職員の勤務時間は次のとおりですが、交替制勤務職員など、勤務の特殊性によりこの勤務時間により難い場合は、別に定めています。

(平成 17 年 4 月 1 日現在)

1週間の	1日の	勤務時間の割振り						
勤務時間	勤務時間	始 業	終業	休憩時間	休息時間			
40 時間	8 時間	8時30分	17時15分	12 時 15 分~ 13 時	12 時~ 12 時 15 分			
40 HJ [H]	Q 4/1 [#1]	Q HJ 30 /J	17 13 73	12 13 73 - 13 14	17時~17時15分			

(2) 年次有給休暇

年次有給休暇は、採用された年を除き毎年20日付与され、与えられた日数をその年に使用しなかった場合、最高20日まで翌年に繰り越すことができます。

なお、平成 16 年 1 月 1 日から 12 月 31 日までの全期間に在職した職員(育児休業者、休職者及び派遣者を除く。)一人当たりの年次有給休暇の平均取得日数は、10.8日です。

4 職員の分限及び懲戒処分の状況

分限処分とは、職員が充分に職責を果たすことができない場合に、公務能率を維持するために行う処分をいい、また、懲戒処分とは、職員の義務違反に対して、公務における秩序を維持するために職員の責任を追求する処分をいいます。

平成 16 年度の処分の状況は、次のとおりです。

(1) 分限処分

(単位:人)

						14位:八)
処分事由	地方公務員法	降任	免職	休職	合計	失職
勤務実績が良くない場合	第28条第1項第1号	0	0		0	
心身の故障の場合	第28条第1項第2 号、第2項第1号	0	0	163	163	
職に必要な適格性を欠く場合	第28条第1項第3号	0	1		1	
職制、定数の改廃、予算の減少に より廃職、過員を生じた場合	第28条第1項第4号	0	0		0	
刑事事件に関し起訴された場合	第28条第2項第2号			0	0	
· 함		0	1	163	164	
地方公務員法第28条第4項に	より失職した者					1

注) 1 同一の者が複数回にわたって分限処分を受けた場合は、その数を重複して計上し

ています。

- 2 二以上の処分事由により分限処分を受けた場合は、主たる処分事由に着目して記載しています。
- 3 休職者の休職期間が延長された場合は、その都度計上しています。
- (2) 懲戒処分

(単位:人)

加八市市	LIGHT VERTIL	_I>#-	\.\.\.\ I	المارية		<u> </u>
処分事由	地方公務員法	戒告	減給	停職	免職	合計
法令に違反した場合	第29条第1項第1号	3	4	0	3	10
職務上の義務に違反し又は職務を 怠った場合	第29条第1項第2号	3	1	0	0	4
全体の奉仕者たるにふさわしくない 非行のあった場合	第29条第1項第3号	3	3	3	4	13
合 計		9	8	3	7	27

- 注) 1 同一の者が複数回にわたって懲戒処分を受けた場合は、その数を重複して計上しています。
 - 2 二以上の処分事由により懲戒処分を受けた場合は、主たる処分事由に着目して記載しています。
- 5 職員の服務の状況

職員は、全体の奉仕者として公共の利益のために勤務し、職務の遂行に当たっては、 全力を挙げてこれに専念しなければならないとされており、法令及び職務命令に従う義 務をはじめとして、信用失墜行為の禁止、秘密を守る義務、職務に専念する義務など、 服務上の制約が課せられています。

この制約の一つとして、営利企業等の従事制限がありますが、任命権者が職務の遂行に悪影響を及ぼさないと判断したときは、営利企業等への従事を許可することができるものとされています。

平成16年度の営利企業等の従事許可の状況は、次のとおりです。

(単位:件)

区 分	申請件数	許可件数
営利企業等の従事許可	42	42

6 職員の研修及び勤務成績の判定の状況

職員の研修については、職員の勤務能率の発揮及び増進のため、各任命権者ごとに様々な研修を行っています。

また、各任命権者は、職員の執務について定期的に勤務成績の評定を行い、その評定の結果に応じた措置を講じなければならないとされています。

平成16年度の実施状況については、次のとおりです。

(1) 研修

【知事部局】 (単位:人)

				(上・ノい
研修の名称	実施回数 (延べ)	対象者	修了者数 (延べ)	備	考
新規採用職員研修	4回	平成16年度採用職員	319		
一般職員2年目研修		平成15年度採用職員	93		
一般職員4年目研修		平成13年度採用職員	94		
一般職員8年目実地研修	1 🗐	平成9年度採用職員	125		
技能労務職員研修	1回	技能労務職員	55		
新任係長等研修		新任係長等の職員	105		
新任所属長等研修		新任所属長等の職員	40		
管理者選択研修	4回	課長補佐級以上の職員	566		
特別研修	6回	全職員を対象	927		
選択研修	16回	全職員を対象	543		
派遣研修	5回	全職員を対象	6		

注)知事部局においては、職員課研修の状況を記載しています。

【教育委員会】				(単位:人)
研修の名称	実施回数(延べ)	対象者	修了者数 (延べ)	備考
小・中・養護学校新任管理職(校 長)研修会(小・中)		小・中・養護学校新任校長	86	
県立学校新任校長研修会(高・ 特)		県立学校新任校長(高・ 特)	14	
人事管理研修会		小中校長、地教委人事担当、 課長	848	教育事務所単位
県立学校長(3 年目等)管理研修 会		県立学校長(3年目)	11	
 		 県立学校教頭	100	
小・中・養護学校新任管理職(教		小・中・養護 学校新任教	91	
頭)研修会(小・中)		頭	, , ,	
県立学校新任教頭研修会(高·特)		県立学校新任教頭(高・ 特)	19	
小・中・養護学校人事管理研修会 (小・中)		教頭	655	
県立学校教頭(3年目)人事管理 研修会(高・特)		県立学校教頭(3年目) (高・特)	28	
新任事務長研修会		新任事務長	4	
事務長(3年目)研修会		事務長(3年目)	6	
事務長(7年目)研修会		事務長(7年目)	5	
初任者研修(小・中)		初任者(小・中)	138	
初任者研修(高・特)		初任者(高・特)	111	
県立学校教職経験者(2 年目)研修	1回	県立学校教職経験者(2年 目)	80	
教職経験者(6年目)研修(小·		教職経験者(6年目)(小・	300	
中) 教職経験者(6年目)研修(高・		中) 教職経験者(6年目)(高・	140	
特)		特)		
10 年経験者研修(小・中)		10 年経験者(小・中)	350	
10 年経験者研修(高・特)		10 年経験者(高・特)	60	
小・中学校新任教務主任研修会 (小・中)		小・中学校新任教務主任 (小・中)	150	
県立学校新任教務主任研修会 (高・特)		県立学校新任教務主任 (高・特)	30	
小・中学校教務主任研修会(小・ 中)		小・中学校教務主任	561	
県立学校教務主任会(高・特)		県立学校教務主任(高・ 特)	85	
研究主任研修会		177/ 熊本市以外の研究主任	600	
小・中学校中堅教員等研修会		小・中学校中堅教員	100	
県立学校女性中堅教職員研修会		県立学校女性中堅教職員	30	
新規採用養護教諭研修会		新規採用養護教諭	14	
養護教諭経験者(6年目)研修会		養護教諭経験者(6年目)	18	
養護教諭 10 年経験者研修会		養護教諭 10 年経験者	24	
新任事務職員研修		新任事務職員	12	
事務職員(経験6年目)研修		事務職員(経験6年目)	35	
	1			

報

中堅事務職員(経験11年目)研	中堅事務職員(経験 11 年	55	
修	目)		
新任事務主査研修	新任事務主査	6	
新任実習教師研修	新任実習教師	11	
新任寄宿舎指導員研修	新任寄宿舎指導員	4	
新規採用学校栄養職員研修会	新規採用学校栄養職員	5	
栄養職員経験者(6年目)研修会	栄養職員経験者(6年目)	4	
栄養職員 10 年経験者研修会	栄養職員10年経験者	6	
県立学校新任技師研修会	県立学校新任技師	5	
県立学校技師研修会	県立学校技師	25	
幼稚園新規採用教員研修	幼稚園新規採用教員	120	
幼稚園 10 年経験者研修	幼稚園 10 年経験者	4	
公立小・中・高等学校長人権教育	公立小・中学校校長	1,300	
研修会(小・中・高・特)			
教頭人権教育研修会	教頭	674	

注) 教育委員会においては、悉皆研修の状況を記載しています。

【警察本部】 (単位:人)

[(中心	<u> </u>
研修の名称	実施回数 (延べ)	対象者	修了者数 (延べ)	備	考
初任科	4回	新規採用警察官、一般職員	133		
初任総合科	4비	職場実習修了警察官	160		
幹部任用科	2回	警部補、巡査部長昇任者	57		
部門別任用科		警察官	35		
警務部門専科	7回	警察官、一般職員	123		
生活安全部門専科	2 (=1	警察官	53		
地域部門専科	3回	警察官	70		
刑事部門専科	5回	警察官、一般職員	79		
交通部門専科	4回	警察官	37	T	
警備部門専科	2回	警察官	31		

注) 警察本部においては、専科の状況を記載しています。

【企業局】 (単位:人)

				(1)-1	· · / V
研修の名称	実施回数(延べ)	対象者	修了者数(延~)	備	考
新田龍宣师修	1回	企業局が田職員	10		
企業同職資研修		企業問鎖	62		

注) 企業局においては、総務課研修の状況を記載しています。

(2) 勤務成績の評定

【知事部局・企業局】

評定の方法	評定者	評定結果の活用
熊本県職員人事評価実施要綱に基づき、次のと おり評価を実施 ・評価対象者:課長級以下の職員 ・評価項目:実績、能力、意欲・行動	基本的に、次のとおり評定者を設定 ・非役付職員:所属の人事担当補佐及び所属長 ・役付職員:所属長	昇任、配置転換、普通昇給(昇給延伸)、特別昇給及び 人材育成

注) 企業局においては、知事部局に準じて実施しています。

評定の方法	評定者	評定結果の活用
(事務局の職員) 熊本県教育庁等職員人事評価実施要綱に基づき、次のとおり評価を実施 ・評価対象者:課長級以下の職員 ・評価項目:実績、能力、意欲・行動	基本的に、次のとおり評価者を設定 ・非役付職員:所属の人事担当補佐及び所属長 ・役付職員:所属長	昇任、配置転換、普通昇給(昇給延伸)、特別昇給及び 人材育成
〈学校の教職員〉 熊本県立学校職員の勤務成績の評定に関する規 則(小中学校は、熊本県市町村立学校職員の勤 務成績の評定に関する規則)に基づき、職務の 状況、勤務態度を評定要素ごとに5段階で評 価、総評も5段階で評価	ただし、校長は教育長	人事異動及び各種研 修受講者推薦等

【擎雾本部】

評定の方法	評定者	評定結果の活用
被評定者に身上申告書を提出させ、各 応する勤務評定記録書により実施	階級に対 も把握しうる立場にある 者	昇任、昇給、人事配 置等の人事管理

職員の福祉及び利益の保護の状況 (1) 厚生制度

地方公共団体は、職員の保健、元気回復、その他厚生に関する事項について計画を樹立し、これを実施しなければならないとされています。 平成16年度の実施状況については、次のとおりです。

【知事部局】		
区 分	内 容	実施状況
職員の保健に関すること		定期健康診断
		特殊業務等従事者健康診断
	健康診断	じん肺健康診断
		振動病健康診断
		VDT作業従事職員特別健診
		健康相談
	 健康相談・指導	ストレス相談
	医冰作跃 11号	健診結果の集計、分析、通知
		事後指導の実施
		管理者等健康管理講座
		ストレス解消セミナー
	健康教育	ヘルスアップ教室
		卒煙教室
		生活習慣病予防教室
		安全衛生委員会の設置、活動の推進
		長時間勤務健康障害防止対策の推進
	安全衛生管理	安全衛生研修会
		衛生管理者の養成
		産業医の研修
	その他	健康相談室の設置、運営
		健康管理に関する広報、啓発
職員の元気回復に関すること	職員レクレーション	職員球技大会の実施
	一般教養	教養室、図書室の管理運営
その他の厚生に関すること	県職員互助会	互助会福利厚生事業への助成
	 厚生施設	食堂、売店、理容等厚生施設の設置
	77-1/1084	体育施設(テニスコート)の管理
	 職員住宅	職員住宅の維持管理
		単身寮の維持管理
	その他	ライフプラン事業の推進

【教育委員会】

区分	内 容	実施状況
		定期健康診断
	健康診断	人間ドック
		器官別健診
		こころの健康相談
	 健康相談・指導	電話健康相談24
職員の保健に関すること	() 建冰竹吹 11 等	面接によるカウンセリング
戚員の休度に関すること		健康診断集計、分析
		健康教室
	健康教育	ヘルスアップ教室
		メンタルヘルス講師派遣事業
	安全衛生管理	安全衛生委員会の設置、活動の推進
	その他	健康管理に関する広報、啓発
職員の元気回復に関すること	職員レクレーション	教職員文化展、体育レクレーション 大会の開催
	一般教養	介護講座
その他の厚生に関すること	職員住宅	教職員住宅の維持管理
での過の存在に関すること	その他	ライフプラン事業の推進

【擎雾本部】

【管祭平部】		
区 分	内 容	
		定期健康診断(生活習慣病等)
	健康診断	特殊健康診断(高気圧健康診断等)
		その他健康診断
	健康相談・指導	健康相談・電話相談の開設
 職員の保健に関すること	医 家怕跌 指导	健康診断後の指導
概長の保険に関すること	健康教育	生活習慣病10%削減対策
	(建) (現) (д) (d) 各種セミナーの実施	
	小大人生 化 <u>英田</u>	衛生委員会、産業医、衛生管理者の
	安全衛生管理	設置
	その他	健康管理に関する広報、啓発
職員の元気回復に関すること	一般教養	図書室の管理運営
概員の元気回復に関すること	一	情操室の管理運営
	警察職員互助会	互助会福利厚生事業への助成(給付
	當宗城貝旦切云	事業、貸付事業、福祉事業)
	后 4- 1/	食堂(本部9階)の維持管理(互助
その他の厚生に関すること	厚生施設	会に委託)
		ライフプラン事業の推進(採用時並
	その他	びに30歳、40歳、50歳及び5
		7歳職員の研修会実施)

【企業局】

区分	内 容	実施状況	
職員の保健に関すること	健康診断	定期健康診断	
	(连)求证》的	人間ドック受検費用の補助	
職員の元気回復に関すること	職員レクレーション	職員球技大会の実施	
	概員レグレーション	スポーツ施設利用助成	
その他の厚生に関すること	職員住宅	職員住宅の維持管理	

(2) 公務災害 平成16年度における職員の公務災害、通勤災害の認定状況については、次のとおりで

す。 ① 公務災害

(単位:件)

前年度末現在	受理件数	認定	件数	取り下げ件数	年度末	
未処理件数	未処理件数		公務外	取り下げ件数	未処理件数	
16	121	118	3	0	16	

通勤災害

(単位:件)

Γ	公左 库 土田士		認定	件数		for other-ba	
	前年度末現在 未処理件数	受理件数	通勤災害 該 当	通勤災害 非 該 当	取り下げ件数	年度末 未処理件数	
	1	12	12	0	0	1	

(3) 育児休業等の取得

平成16年度の育児休業等の取得状況については、次のとおりです。

① 育児休業承認期間

(単位:人)

_		(十)立・ノく)							
				育児休業	承認期間	認期間			
		6月以下	6月~ 1年以下	1年~ 1年半以下	1年半~ 2年以下	2年~ 3年以下	合 計		
L	男性職員	2	1	0	1	0	4		
	女性職員	9	155	144	43	27	378		
	合 計	11	156	144	44	27	382		

②-1 部分休業承認期間

(単位:人)

						中国・ハノ			
		部分休業承認期間							
	6月以下	6月~ 1年以下	1年~ 1年半以下	1 年半~ 2 年以下	2年~ 3年以下	合 計			
男性職員	1	0	0	0	0	1			
女性職員	0	1	0	0	0	1			
合 計	1	1	0	0	0	2			

②-2 一日の部分休業取得時間

(単位:人)

		1日の部分休業取得時間 (平均)							
	30分以下	30分~ 60分以下	60分~ 90分以下	90分超	合 計				
男性職員	1	0	0	0	1				
女性職員	0	0	1	0	1				
合 計	1	0	2						

職員の競争試験及び選考の状況

平成 16 年度の採用試験等の実施状況については、次のとおりです。 (1) 採用試験の日程等

	試験の種類	公告日	申込受付期間			大験日 各発表日)	試験地
				第 1	筆	H16.6.27	熊本市
			H16. 5. 17	次	記	(H16.7.7)	東京都
	大学卒業程度	H16. 4. 28			筆	H16.7.18	熊本市
		1110. 4. 20	∼ 5. 28	第 2			東京都
			ļ	次	面接	H16.7.26 ~7.30 (16.8.10)	熊本市
職員				第 1 次	筆記	H16.6.26 (H16.10.7)	熊本市
採	短期大学卒業程度	Н16.7.1	H16. 8. 16 ∼8. 27	第 2	筆記	H16.10.24	熊本市
用試				次	面接	H16.10.30 (H16.11.11)	熊本市
験		Н16.7.1	H16. 8. 16 ~8. 27	第	筆記		熊本市
	高等学校卒業程度			1 次		H16. 9. 26 (H16. 10. 7)	八代市
							本渡市
i i				第 2 次	筆記	H16.10.24	熊本市
					面接	H16.10.30 (H16.11.11)	熊本市
数				第 1		H16.7.11 (H16.7.16)	熊本市
察	警察官A	H16.4.28	H16. 5. 17 ∼5. 28	次		·	東京都
官				第 2 次	H1	H16. 8. 7 6. 8. 12~8. 16 (H16. 8. 26)	熊本市
採				第			熊本市
用			1110 0 10	1		H16.10.10 (H16.10.21)	八代市
試	警察官B	Н16.7.1	H16. 8. 16 ∼8. 27	次			本渡市
験			0.21	第 2 次		H16.11.19 ~11.21 (H16.12.3)	熊本市

(2) ① 採用試験及び採用選考の実施状況 職員採用試験

(単位:人)

	似 只 1水 //1								<u>. 単位:人)</u>
区分	職	種	採用	第1岁	対試験	第2次試験		競争率	採用者数
	中以	1里	予定者数	受験者数	合格者数	受験者数	合格者数	(倍)	(7.1現在)
	行	政	2 4 人程度	743	63	53	24	31. 0	24
	警察征	亍政	3人程度	123	8	6	3	41. 0	3
	学校	事務	4人程度	123	10	9	4	30.8	4
	心理判	定員	1人程度	35	3	3	1	35. 0	1
大	一般	土木	3人程度	50	6	5	3	16. 7	3
学	農業	土木	1人程度	14	3	3	1	14.0	1
卒	建	築	1人程度	25	3	2	1	25. 0	1
	機	械	2人程度	19	6	4	2	9. 5	2
業	電	気	1人程度	21	3	1	0	_	0
程	化	学	3人程度	30	6	6	3	10.0	2
度	農	学	3人程度	60	7	7	3	20.0	3
	林	学	1人程度	13	3	2	1	13.0	1
	畜	産	2人程度	25	5	4	2	12. 5	2
	薬 剤	師	1人程度	9	3	3	1	9.0	1
	小	計	50人程度	1,290	129	108	49	26. 3	48
程 程 度 業大	学校栄養	養職員	3人程度	79	8	8	3	26. 3	3
度業大	小	計	3人程度	79	8	8	3	26. 3	3
高	一般	事 務	6人程度	206	12	12	6	34. 3	5
等	警察	事務	3人程度	44	5	5	3	14.7	3
校	学校	事 務	7人程度	121	14	13	7	17. 3	6
高等学校卒業程度	一般	土木	1人程度	10	3	3	1	10.0	1
程	林	業	1人程度	14	3	3	1	14. 0	1
	小	計	18人程度	395	37	36	18	21. 9	16
	合 言	+	71人程度	1,764	174	152	70	25. 2	67

② 警察官採用試験

(単位:人)

職種	試験の区分		採用	第12	大試験	第2次試験	最 終	競争率	採用者数
中 城 代生			予定者数	受験者数	合格者数	受験者数	合格者数	(倍)	(7. 1現在)
	男	生	90人程度	969	248	202	84	11. 5	76
警察官 A	女	生	9 人程度	147	22	15	9	16. 3	6
音祭日八	武道指導		2人程度	8	2	2	1	8. 0	1
	小	計	101人程度	1,124	272	219	94	12. 0	83
	男	生	47人程度	437	141	101	48	9. 1	38
警察官B	女	性	4人程度	84	16	13	4	21. 0	4
書宗日 D	武道指導		2人程度	7	1	1	1	7. 0	1
	小	計	53人程度	528	158	115	53	10.0	43
合	計		154人程度	1,652	430	334	147	11. 2	126

③ 採用選考

(単位:人)

								<u>(単位:人)</u>
区分	耶	任命権者	知 事	教育委員会	警察本部長	公営企業 管理者	その他	計
	ı	部長級		1				1
	人	次 長 級	2					2
ļ .	事	課長級	3	16				19
	-41	課長補佐級	1	8				10
	交	係 長 級	2	30				33
		主任主事	1	10				11
	流	主任技師	2					2
	444	主事	2		1			3
般	等	技師					11000000	0
	資	医 師	8					8
	見	作業療法士	1					1
職	格	理学療法士	1					1
744	114	看 護 師	6					6
	職	職業訓練指導員	1					1
		言語聴覚士	1					1
員	種	機関士	1					1
	A-A-	獣 医 師	5					5
	等	技能労務職	2					2
	身		4					4
		小 計	43	65	3	0	0	111
##	人	警視			6			6
警	事	警部						0
察	交流	警部補						0
尔	流	巡査部長						0
官	等	巡査						0
		小 計	0	0	6	0	0	6
	É	計	43	65	9		0	

(3) 昇任試験の実施状況

(単位:人)

	区分			職		受験者数	最終合格者数	競争率 (倍)		試 験 日
			数		部	347	24	14. 5		H16. 5. 17 H16. 5. 28 H16. 6. 15(面接・術科)
数	察	官	警	部	補	499	66	7. 6	予備 第1次 第2次	H16. 10. 27 H16. 11. 9 H16. 11. 29(面接・術科)
			巡	查部	長	624	85	7. 3	予備 第1次 第2次	H16. 10. 29 H16. 11. 15 H16. 12. 6(面接・術科)

本

県

公

報

(4) 昇任選考の実施状況

(単位:人)

区分	職	知 事	教育委員会	警察本部長	公営企業 管理者	その他	計
	部 長 級	13				1	14
	次 長 級	18	1		1		20
般	課長級	54		1	1	1	57
職員	課長補佐級	121	35	3	1	1	161
貝	係 長 級	124	19	6	1		150
	小 計	330	55	10	4	3	402
警察官	警 視			13			13
合	計	330	55	23	. 4	3	415

- 9 給与、勤務時間その他の勤務条件に関する報告及び勧告の状況
 - (1) 民間給与と職員給与の比較
 - ① 公民給与較差

民 間 給 与	職員給与	較 差
387, 914 円	387, 966 円	△ 52 円(△ 0.01%)

- * 県職員と県内民間事業所の従事者の本年4月分給与を調査し、職種、役職、年齢な ど給与決定要素を同じくする者同士を比較しました。
 - (ベア中止、定昇停止、賃金カット等を行った事業所の状況も反映)
 - ② 特別給 (ボーナス)

民間のボーナス(賞与等の特別給)の年間平均支給実績は 4.39 月で、県職員の期末・勤勉手当(ボーナス)の年間平均支給月数 4.40 月とほぼ均衡しています。

(2) 本年の給与改定

本年の給与勧告に当たって、県内の民間事業所の従事者の4月分給与と昨年冬と本年夏の1年間の特別給の支給状況等について調査を行い、併せて民間事業所の給与改定や雇用調整の状況等について幅広く調査しました。

この調査結果を踏まえ、様々な検討を行った結果、毎月の給与については、公民がほぼ均衡していること、期末・勤勉手当をはじめとする諸手当についても、民間の支給実績とほぼ均衡していることが判明しました。

① 民間の状況

県内の民間事業所では、定期昇給を実施している事業所の割合は昨年と大差ないものの、賃金カットを実施している事業所の割合は低下し、雇用調整を実施している事業所の割合は、昨年よりも大幅に低下している。

② 公民給与の精確な比較による適正な給与水準の確保

給与勧告は、労働基本権を制約されている職員に対し、社会一般の情勢に適応した 適正な給与を確保する機能を有するものであるが、公民の精確な比較の結果、月例給 の給与水準はほぼ均衡している。

③ 人事院の給与勧告等

これらを総合的に勘案した結果、本年は、給料表及び諸手当について、改定を見送る ことが適切であると判断しました。

10 勤務条件に関する措置の要求の状況

平成16年度の要求件数等については、次のとおりです。

(単位:人) -

	\wedge	前年度末現在未処理件数	当該年度の 措置要求4数	当該年度の	左の	小訳	年度末現在
区 	分	A A	B	処理件数	Aの処理件数	Bの処理件数	未処理件数
給	与						
旅	費		-				
休	暇		1	1		1	0
執務	環境						
鄬	厚生						-
転	任						
任	用						
その	の他		1				1
合	計		2	1		1	1

不利益処分に関する不服申立ての状況 平成16年度の申立て件数等については、次のとおりです。

(単位:人)

_								一(子は・八)
Þ	Ξ	分	前年度末現在 未処理件数	当該年度の 不服申立て件数	当該年度の 処理件数	•	内訳	年度末現在未処理件数
			A	В	大9年十数	Aの処理午数	Bの処理件数	木刈り宝什叙
	降	給						
分	降	任						
限処	休	職						
分	分队	晚職		1				1
	小	計		1				1
	戒	告						
懲戒	減	給						
规	停	職						
分	懲刑	挽職	1	1				2
	小	計	1	1				2
載	Ī.	任						_
7	っの	他						
<u></u>	ì	計	1	2	0			3

熊本県公告第740号

建設業法(昭和24年法律第100号)第29条の2の規定に基づき、営業所又は建設業者

の所在を確知できないので、次のとおり公告する。 なお、営業所の移転等により当該地以外で営業を行っている者については、公告の日か ら30日以内に申し出ること。

平成 17 年 9 月 30 日

熊本県知事 潮 谷

- 営業所又は建設業者の所在が確知できない業者の商号又は名称、主たる営業所の所在 地、代表者の氏名及び許可番号
 - 有限会社宇城建設工業 (1)

宇土市栄町 79

代表取締役 上塚 美喜雄

熊本県知事許可 (般-13) 第 00055 号

(2) 住本建設

上天草市大矢野町 6043 - 3

代表者 住本 幹雄

熊本県知事許可(般-14)第02207号

2 申出先

熊本県土木部監理課

熊本県公告第741号

上天草市長何川一幸から協議のあった松島地区(小麦工区)土地改良事業(区画整理)計画の変更については、平成17年9月21日付けで適当と決定したので、土地改良法(昭和24年法律第195号)第96条の3第5項において準用する同法第8条第6項の規定により公告し、次のとおり関係書類を縦覧に供する。

利害関係人でこの決定に異議のあるものは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に知事に対して異議の申出をすることができる。

平成 17 年 9 月 30 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

1 縦覧に供する書類の名称

変更後の松島地区(小麦工区)土地改良事業(区画整理)計画書の写し

2 縦覧期間

平成 17年 10月 3日から平成 17年 10月 31日まで

3 縦覧場所

上天草市役所

熊本県公告第742号

土地改良法(昭和24年法律第195号)第87条第1項の規定に基づき、県営阿蘇やまなみ地区(大利工区)土地改良事業(農業用用排水施設)の計画を定めたので、同条第5項の規定に基づき公告し、土地改良事業計画書の写しを次のように縦覧に供する。

この土地改良事業計画に異議のあるものは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に異議申出をすることができる。

平成 17 年 9 月 30 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

1 縦覧に供する書類の名称

県営阿蘇やまなみ地区(大利工区)土地改良事業(農業用用排水施設)計画書の写し

2 縦覧期間

平成 17 年 10 月 3 日から平成 17 年 10 月 31 日まで

3 縦覧場所 産山村役場

熊本県公告第743号

土地改良法(昭和 24 年法律第 195 号)第 87 条の 3 第 1 項の規定に基づき、県営玉名 II 期地区土地改良事業 (農業用用排水施設)の計画を変更したので、同条第 6 項において準 用する同法第 87 条第 5 項の規定に基づき公告し、土地改良事業計画書の写しを次のように 縦覧に供する。

この土地改良事業計画に異議のあるものは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に異議申出をすることができる。

平成 17 年 9 月 30 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

1 縦覧に供する書類の名称

変更後の県営玉名Ⅱ期地区土地改良事業(農業用用排水施設)計画書の写し

2 縦覧期間

平成 17 年 10 月 3 日から平成 17 年 10 月 31 日まで

3 縦覧場所

玉名市役所

岱明町役場

長洲町役場

横島町役場

天水町役場

熊本市役所

熊本県公告第744号

職業能力開発促進法(昭和44年法律第64号)第46条の規定に基づき平成17年度後期技能検定を次のとおり実施する。

平成 17 年 9 月 30 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

1 実施職種

(1) 特級

鋳造、金属熱処理、機械加工、金型製作、放電加工、金属プレス加工、工場板金、ダイカスト、めっき、仕上げ、機械検査、機械保全、電子機器組立て、電気機器組立て、半導体製品製造、プリント配線板製造、自動販売機調整、光学機器製造、内燃機関組立て、空気圧装置組立て、油圧装置調整、建設機械整備、婦人子供服製造、紳士服製造、プラスチック成形、パン製造

(2) 1級及び2級

(3) 単一等級

樹脂接着剤注入施工、バルコニー施工

(4) 3級

機械検査、電気機器組立て(配電盤・制御盤組立て作業に係るものに限る。)、冷凍空気調和機器施工、和裁、建築大工、配管(建築配管作業に係るものに限る。)、テクニカルイラストレーション(テクニカルイラストレーション作業に係るものに限る。)、機械プラント製図(機械製図手書き作業に係るものに限る。)

2 試験の方法

実技試験及び学科試験

- 3 技能検定試験の手数料及び実施期日等
 - (1) 実技試験

ア 実技試験の手数料

検 定 実 施 職 種	手数料の額
鋳造、鍛造、金属熱処理、機械加工、放電加工、金型製作、金属プレス加工、鉄工、	15,700 円
工場板金、めっき、金属ばね製造、仕上げ、ダイカスト、機械保全、電子機器組立て、	(10,500 円)
電気機器組立て、半導体製品製造、プリント配線板製造、自動販売機調整、光学機器	
製造、内燃機関組立て、空気圧装置組立て、油圧装置調整、建設機械整備、農業機械	
整備、冷凍空気調和機器施工、紳士服製造、プラスチック成形、石材施工、パン製造、	
菓子製造、建築大工、かわらぶき、配管、厨房設備施工、型枠施工、鉄筋施工、コン	
クリート圧送施工、防水施工、樹脂接着剤注入施工、自動ドア施工、バルコニー施工、	
ガラス施工、金属材料試験、塗装、義肢・装具製作、舞台機構調整	
機械検査、婦人子供服製造	13,000 円
	(8,700 円)
和裁、テクニカルイラストレーション、機械・プラント製図	11,500 円
	(7,700 円)

かっこ書きの手数料は、熊本県手数料条例別表第20に定める在校生等が受検する場合に適用する。

イ 実施期日

実技試験は、平成 17 年 11 月 25 日から平成 18 年 2 月 19 日までの間において、熊本県職業能力開発協会が指定する日に行う。

ウ 実施場所

実技試験の実施場所は、熊本県職業能力開発協会から通知する。

エ 問題の公表

実技試験の問題は、平成 17 年 11 月 18 日に熊本県職業能力開発協会で公表する。

(2) 学科試験

ア 学科試験の手数料 3,100円

イ 実施期日

等級	検 定 職 種	実施年月日
1級及び2級	鍛造、機械検査、内燃機関組立て、婦人子供服製造、菓子製造、配管、型	平成 18 年
	枠施工、鉄筋施工、ガラス施工、金属材料試験	1月29日
3 級	機械検査、電気機器組立て、配管	
1級及び2級	舞台機構調整	平成 18 年
		2月1日
特級	鋳造、金属熱処理、機械加工、放電加工、金型製作、金属プレス加工、工	平成 18 年
	場板金、めっき、仕上げ、機械検査、ダイカスト、機械保全、電子機器組	2月5日
	立て、電気機器組立て、半導体製品製造、プリント配線板製造、自動販売	
	機調整、光学機器製造、内燃機関組立て、空気圧装置組立て、油圧装置調	
	整、建設機械整備、婦人子供服製造、紳士服製造、プラスチック成形、パ	
	ン製造	
1級及び2級	金型製作、鉄工、工場板金、空気圧装置組立て、農業機械整備、冷凍空気	
	調和機器施工、石材施工、パン製造、建築大工、かわらぶき、コンクリー	
	ト圧送施工、防水施工、機械・プラント製図、塗装	
単一等級	樹脂接着剤注入施工、バルコニー施工	
3 級	冷凍空気調和機器施工、建築大工、機械・プラント製図	
1級及び2級	金属ばね製造、機械保全、半導体製品製造、和裁、厨房設備施工、自動ド	平成 18 年
	ア施工、テクニカルイラストレーション、義肢・装具製作	2月12日
3 級	和裁、テクニカルイラストレーション	

ウ 実施場所

学科試験の実施場所は、熊本県職業能力開発協会から通知する。

- 4 受検申請の手続
 - (1) 提出書類

技能検定受検申請書を(2)の提出先に提出すること。

なお、実技試験又は学科試験の免除を受けようとする場合は、その資格を証明する書面を添えること。

(2) 提出先

熊本県職業能力開発協会

熊本市水前寺六丁目5番19号熊本県住宅供給公社ビル内

電話 096 - 384 - 1711

(3) 受付期間

平成 17 年 9 月 26 日から平成 17 年 10 月 7 日まで

(4) 受検申請に関する注意等

ア 技能検定受検申請書(以下「申請書」という。)の用紙及び受検案内は、熊本県 職業能力開発協会で公布する。

なお、申請書用紙の郵送を求める場合は、封筒の表面に「技能検定受検申請書用紙請求」と朱書きし、返信用封筒(あて先を記入し、160円切手をはったもの)を同封すること。

イ 申請書を郵送する場合は、書留郵便とし、封筒の表面に「技能検定受検申請書在中」と朱書きすること。

なお、郵送による申請書は、平成17年10月7日までの消印があるものに限り受け付ける。

- ウ イの場合において、試験の免除を受けようとするときは、その資格を証する書面 を同封すること。
- 5 手数料の納付方法等

実技試験及び学科試験の手数料は、申請書に添えて納付するものとする。

なお、受検申請を受け付けた後は、申請を取り消した場合又は試験を受けなかった場合でも、手数料は、返還しない。

- 6 合格発表
 - (1) 合格通知

実技試験又は学科試験のいずれかに合格した者については、熊本県職業能力開発協会が平成18年3月14日以降に書面で通知する。

- (2) 技能検定の合格者の受検番号は、平成18年3月14日に熊本県庁行政棟本館1階ロビーの掲示板及び熊本県庁ホームページにおいて名簿を掲示及び記載する。
- (3) 技能検定の合格証書及び技能士章の交付等

技能検定の合格者には、特級、1級及び単一等級については、厚生労働大臣、2級及び3級については、熊本県知事の合格証書が交付されるほか、厚生労働大臣から特級技能士章、1級技能士章、単一等級技能士章、2級技能士章、3級技能士章がそれぞれ交付される。

7 その他

技能検定について不明な点は、熊本県商工観光労働部職業能力開発課又は熊本県職業能力開発協会に問い合わせること。

熊本県公告第745号

都市計画法(昭和43年法律第100号)に基づく開発行為に関する工事が完了したので、同法第36条第3項の規定により、次のとおり公告する。

平成 17 年 9 月 30 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

1 開発区域又は工区に含まれる地域の名称及び面積 菊池郡合志町大字幾久富字中沖野 1758 番 27 及び同 1779 番 2 4.477.81 平方メートル

2 開発許可を受けた者の住所及び氏名 菊池郡合志町大字幾久富 1909 番地 644 清住土地株式会社

熊本県公告第746号

都市計画法(昭和43年法律第100号)に基づく開発行為に関する工事が完了したので、同法第36条第3項の規定により次のとおり公告する。

平成 17 年 9 月 30 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

開発区域又は工区に含まれる地域の名称及び面積 下益城郡城南町大字阿高字穴町 312 番 1、同 312 番 2、同 312 番 3、同 312 番 4、同 312 番 8、同 312 番 9、同 312 番 10、同 313 番 1、同 313 番 2、同 314 番 1、同 314 番 3 及び同 315 番 1

13,754.61 平方メートル

2 開発許可を受けた者の住所及び氏名 宮崎県宮崎市新栄町 33 番地 株式会社コスモス薬品

熊本県公告第747号

都市計画法(昭和43年法律第100号)に基づく開発行為に関する工事が完了したので、同法第36条第3項の規定により、次のとおり公告する。

平成 17 年 9 月 30 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

1 開発区域又は工区に含まれる地域の名称及び面積 上益城郡益城町大字島田字上塘添 974 番 5 及び同 974 番 6 499.88 平方メートル

2 開発許可を受けた者の住所及び氏名 熊本市秋津町秋田 3298 番地 2 中川 智恵美

登載依頼

熊本県卸売市場審議会公告第3号

熊本県卸売市場審議会専門委員会の会議を、次のとおり開催する。 なお、当該会議の傍聴手続は、次のとおり。

平成 17 年 9 月 30 日

熊本県卸売市場審議会会長 山 内 良 一

1 開催日時

平成 17 年 10 月 6 日 (木)

午後1時30分から午後3時30分まで

2 開催場所

熊本市水前寺公園 28-51

熊本テルサ(3階「たい樹」)

3 議題

(1) 第8次熊本県卸売市場整備計画素案について

(2) その他

4 傍聴者の定員

10 人

5 傍聴手続

(1) 傍聴希望者は、会議の開催予定時刻までに、当該会議の会場において受付の上、

事務局の指示に従い、会議の会場に入ることができます。

(2) 傍聴の手続は、先着順で行い、定員になり次第終了する。

問い合わせ先

熊本市水前寺六丁目 18番1号

熊本県卸売市場審議会事務局(熊本県農政部農業団体金融課農済・市場班) (096-383-1111 内線 5335)

熊本県公共事業再評価監視委員会公告第4号

平成17年度第4回熊本県公共事業再評価監視委員会を次のとおり開催する。 なお、当該委員会の傍聴手続は、次のとおり。

平成 17 年 9 月 30 日

熊本県公共事業再評価監視委員会

1 開催日時

> 平成 17 年 10 月 5 日 (水) 13 時 30 分から 17 時 00 分まで

開催場所

熊本市水前寺六丁目 18番1号 熊本県庁本館 5階 審議会室

議題

(1) 平成17年度熊本県公共事業再評価対象事業について(詳細審議)

その他 (2)

傍聴者の定員

10 人

傍聴手続 5

> (1)傍聴希望者は、委員会の開催予定時刻までに、当該委員会の会場において、委 員会の委員長の許可を得た上で、委員会の会場に入ることができる。 傍聴の手続は、先着順で行い、定員になり次第終了する。

問い合わせ先

熊本市水前寺六丁目 18 番 1 号

熊本県公共事業再評価監視委員会事務局(熊本県土木部土木技術管理室)

(電話 096-383-1111 内線 6052)

熊本県選挙管理委員会告示第62号

公職選挙法(昭和 25 年法律第 100 号)第 161 条第 3 項の規定に基づき、次の施設を新た に指定した旨の報告があった。

平成 17 年 9 月 30 日

熊本県選挙管理委員会

委員長 岩 尾 映

市町村名	施設の名称	所 在 地
山鹿市	山鹿市鹿北体育センター	山鹿市鹿北町四丁 1475 番地
山鹿市	山鹿市あんずの丘多目的体育館アリーナ	山鹿市菊鹿町下永野 650 番地
山鹿市	山鹿市鹿本体育館	山鹿市鹿本町来民 722 番地
山鹿市	山鹿市鹿央多目的研修センター大研修室	山鹿市鹿央町合里 158 番地 1

熊本県選挙管理委員会告示第63号

公職選挙法(昭和25年法律第100号)第161条第3項の規定に基づき、個人演説会等の 施設として指定していた次の施設の指定を解除する旨の報告があった。

平成 17 年 9 月 30 日

熊本県選挙管理委員会

委員長 岩 尾 映

市町村名	施 設 の 名 称	所 在 地
南小国町	南小国町自然休養村管理センター	南小国町大字赤馬場 144-1

熊本県教育委員会訓令第 11 号

本庁各課 各地方機関

熊本県八代郡竜北町及び同郡宮原町の公立学校に勤務する県費負担教職員の町の廃置分 合に係る訓令の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成 17 年 9 月 30 日

熊本県教育委員会委員長 畄

熊本県八代郡竜北町及び同郡宮原町の公立学校に勤務する県費負担教職員の町の廃

置分合に係る訓令の一部を改正する訓令

熊本県八代郡竜北町及び同郡宮原町の公立学校に勤務する県費負担教職員の町の廃置分合に係る訓令(平成17年熊本県教育委員会訓令第8号)の一部を次のように改正する。 本文中「熊本県八代郡氷川町公立学校教職員」を「熊本県八代郡氷川町公立学校教職員

又は熊本県氷川町及び八代市中学校組合公立学校教職員」に改める。

附則

この訓令は、平成17年10月1日から施行する。

能木具職員の管理職手当に関する相則の一部を改正する相則をここに公布する

熊本県職員の管理職手当に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。 平成17年9月30日

熊本県人事委員会委員長 松 尾 隆 樹

会長

潮

谷

義

子

熊本県人事委員会規則第39号

熊本県職員の管理職手当に関する規則の一部を改正する規則

熊本県職員の管理職手当に関する規則(昭和32年熊本県人事委員会規則第11号)の一部を次のように改正する。

別表知事の事務部局の部土木部の款本庁の項を次のように改める。

本	庁	総室長 室長	100分の20
		総室次長	100分の16

附則

この規則は、平成17年10月1日から施行する。

熊本県献血推進協議会公告第710号

血液不足等緊急対策部会を次のとおり開催する。

平成 17 年 9 月 28 日

熊本県献血推進協議会

1 開催日時 平成 17 年 10 月 18 日 (火)

午後2時から午後3時30分まで

2 開催場所

熊本市水前寺六丁目 18 番 1 号

熊本県庁行政棟新館 3階 健康福祉部会議室 (聴聞室)

3 議題

災害等による血液不足時の緊急事態に対する方策の検討について

- (1) 災害発生時等の血液確保対策について
- (2) 県民への緊急呼びかけについて
- (3) その他
- 4 傍聴者の定員

10 人

- 6 傍聴手続
 - (1) 傍聴希望者は、会議の開催予定時刻までに、当該会議の会場において部会長の許可を得たうえで、会議の会場に入ることができる。
 - (2) 傍聴の手続は、先着順で行い、定員になり次第終了する。
- 6 問い合わせ先

熊本市水前寺六丁目 18 番 1 号

熊本県献血推進協議会事務局 (熊本県健康福祉部薬務課薬事班)

(電話 096-383-1111 内線 7165)